

一関地区広域行政組合議会会議録

令和3年3月23日招集
第45回 定例会

一関地区広域行政組合議会

目 次

審議結果	4
議事日程	6
開会及び会議宣言	8
会議録署名議員の指名（岡田もとみ君・橋本周一君）	8
会期の決定	8
施策の推進方針の表明	8
一般質問	10
☆ 那 須 茂一郎 君	11
1 ごみの焼却と脱炭素社会構築との兼ね合いについて伺う ごみを燃やさないで処理する考えはないか伺う	
☆ 藤 野 秋 男 君	21
1 エネルギー回収型一般廃棄物処理施設及び新最終処分場への対応について伺う 候補地をそれぞれ1カ所に絞り込んだことによって、今後は施設整備基本計画を作成し対応していくことから以下の点について伺う (1) 施設周辺の生活環境の保全について地域課題をどう捉えているのか伺う (2) 環境負荷に対する軽減策の検討状況とそれを市民に示す時期はいつか伺う (3) 余熱の活用と維持費の考え方について伺う (4) 可燃ごみの減量化策への検討状況について伺う	
☆ 岡 田 もとみ 君	29
1 第8期介護保険事業計画（案）について伺う (1) 介護保険料の引き上げが示されているが、滞納状況、差押処分の状況について伺う (2) 介護サービス利用料について、負担軽減策を拡充する考えはないか伺う (3) 介護保険制度の対象となる低所得者の住まいの確保について、第8期計画に盛り込み取り組むべきと考えるがいかがか伺う (4) 特別養護老人ホームの待機者について、入所待ちの期間を短縮させるよう施設整備に努めるべきではないか伺う (5) 第8期計画で見込まれるサービス量を確実に提供できるよう、人材育成計画を作成し推進すべきではないか伺う	
議案第1号 一関地区広域行政組合介護保険条例の一部を改正する条例の制定について	40
議案第2号 一関地区広域行政組合指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について	42
議案第3号 一関地区広域行政組合指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について	42
議案第4号 一関地区広域行政組合指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	42
議案第5号 一関地区広域行政組合指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	42

議案第 6 号	令和 3 年度一関地区広域行政組合一般会計予算……………	45
議案第 7 号	令和 3 年度一関地区広域行政組合介護保険特別会計予算……………	45
発委第 1 号	一関地区広域行政組合管理者専決条例の一部を改正する条例の制定について……………	60

第 45 回 定 例 会 日 程 表

令和 3 年 3 月 23 日

日 次	月 日	曜 日	開議時間	会 議 別	議 事
1	3 月 23 日	火	午前 10 時	本 会 議	会議録署名議員の指名 会期の決定 施策の推進方針の表明 一般質問 議案審議

審 議 結 果 等

議案番号	件 名	議決月日	議決結果
議案第 1 号	一関地区広域行政組合介護保険条例の一部を改正する条例の制定について	3 月 23 日	原案可決
議案第 2 号	一関地区広域行政組合指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について	3 月 23 日	原案可決
議案第 3 号	一関地区広域行政組合指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について	3 月 23 日	原案可決
議案第 4 号	一関地区広域行政組合指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	3 月 23 日	原案可決
議案第 5 号	一関地区広域行政組合指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	3 月 23 日	原案可決
議案第 6 号	令和 3 年度一関地区広域行政組合一般会計予算	3 月 23 日	原案可決
議案第 7 号	令和 3 年度一関地区広域行政組合介護保険特別会計予算	3 月 23 日	原案可決
発委第 1 号	一関地区広域行政組合管理者専決条例の一部を改正する条例の制定について	3 月 23 日	原案可決

受理した議案

- 議案第 1 号 一関地区広域行政組合介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 2 号 一関地区広域行政組合指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 3 号 一関地区広域行政組合指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 4 号 一関地区広域行政組合指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 5 号 一関地区広域行政組合指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 6 号 令和 3 年度一関地区広域行政組合一般会計予算
- 議案第 7 号 令和 3 年度一関地区広域行政組合介護保険特別会計予算

受理した発議案

- 発委第 1 号 一関地区広域行政組合管理者専決条例の一部を改正する条例の制定について

議 事 日 程

日程第 1		会議録署名議員の指名
日程第 2		会期の決定
日程第 3		施策の推進方針の表明
日程第 4		一般質問
日程第 5	議案第 1 号	一関地区広域行政組合介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 6	議案第 2 号	一関地区広域行政組合指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 7	議案第 3 号	一関地区広域行政組合指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 8	議案第 4 号	一関地区広域行政組合指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 9	議案第 5 号	一関地区広域行政組合指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 10	議案第 6 号	令和 3 年度一関地区広域行政組合一般会計予算
日程第 11	議案第 7 号	令和 3 年度一関地区広域行政組合介護保険特別会計予算
日程第 12	発委第 1 号	一関地区広域行政組合管理者専決条例の一部を改正する条例の制定について

一関地区広域行政組合議会定例会会議録

令和3年3月23日 午前10時開議

定例会・臨時会の別 定例会
告示年月日 令和3年2月15日
告示番号 第3号
招集日時 令和3年3月23日
会議の場所 一関市議会議場

出席議員（18名）

1番	稲葉正君	2番	岩渕典仁君	3番	岡田もとみ君
4番	勝浦伸行君	5番	岩渕優君	6番	藤野秋男君
7番	佐藤浩君	8番	永澤由利君	9番	千田良一君
10番	小山雄幸君	11番	那須茂一郎君	12番	金野盛志君
13番	岩渕善朗君	14番	菅原巧君	15番	橋本周一君
16番	佐藤雅子君	17番	真竈光幸君	18番	小野寺道雄君

欠席議員（0名）

職務のため出席した職員

議会事務局長	佐々木裕子	議会事務局次長	熊谷善孝
議会事務局長補佐	千葉麻弥		

説明のため出席した者

管理者	勝部修君	副管理者	青木幸保君
副管理者	佐藤善仁君	副管理者	高橋邦夫君
広域行政組合事務局長	村上秀昭君	介護保険担当参事	佐藤鉄也君
環境衛生担当参事	千葉敏紀君	広域行政組合事務局次長 兼介護保険課長	猪股浩子君
広域行政組合事務局次長 兼総務管理課長	小野寺啓君	一関清掃センター所長	小野寺正行君
大東清掃センター所長 兼川崎清掃センター所長	菅原彰君	介護福祉主幹	穂積千恵子君
環境衛生主幹	千葉多嘉男君	会計管理者	鈴木美智君
監査委員	小川四郎君	監査委員事務局	中村由美子君

議事日程 別紙のとおり

会議に付した事件 議事日程に同じ

第45回広域行政組合議会定例会

令和3年3月23日

午前10時00分 開 会

会議の議事

議 長（小野寺道雄君） ただいまの出席議員は18名です。

定足数に達していますので、令和3年2月15日一関地区広域行政組合告示第3号をもって招集の、第45回一関地区広域行政組合議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

この際、御報告を申し上げます。

管理者提案7件、委員会発議1件を受理しました。

次に、管理者から令和3年度当初予算提案に当たり、令和3年度施策の推進方針の表明の申し出がありました。

次に、那須茂一郎君ほか2名から一般質問の通告があり、管理者に回付しました。

次に、金野盛志君ほか3名から議案に対する質疑通告があり、管理者に回付しました。

次に、小川監査委員ほか1名から提出の監査報告書6件を受理しましたが、印刷物によりお手元に配付していますので、これにより御了承願います。

議 長（小野寺道雄君） 本日の会議には、管理者、監査委員の出席を求めました。

議 長（小野寺道雄君） 議場での録画、録音、写真撮影を許可していますので、御了承願います。

議 長（小野寺道雄君） これより議事に入ります。

本日の議事は、お手元に配付の議事日程により進めます。

議 長（小野寺道雄君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員はその数を2名とし、会議規則第81条の規定により、議長において、

3 番 岡 田 もとみ 君

15 番 橋 本 周 一 君

を指名します。

議 長（小野寺道雄君） 日程第2、会期の決定を議題とし、お諮りします。

本定例会の会期は、本日1日間としたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（小野寺道雄君） 異議なしと認めます。

よって、会期は、本日1日間と決定しました。

議 長（小野寺道雄君） 日程第3、施策の推進方針の表明について、先刻御報告のとおり、管理者から令和3年度施策の推進方針の表明の申し出がありましたので、この際、これを許します。

勝部管理者。

管理者（勝部修君） 令和3年度施策の推進方針について、第45回一関地区広域行政組合議会定例会の開会に当たりまして、令和3年度の施策の推進方針を申し上げます。

当組合は、一関市及び平泉町からの負託により、一般廃棄物処理などの衛生事務並びに介護保険事務の共同処理を行っているところでございます。

事務の推進にあたりましては、議員各位並びに住民の皆様の御理解と御協力をいただいております。

ここに深く感謝を申し上げる次第でございます。

今後、人口減少と少子高齢化がさらに進行する中で、一人一人が安心して生活できる環境を整備することが重要と考えております。

このことから、当組合は、事務の効果的、効率的な執行と住民福祉の向上に努めるとともに、持続可能な開発目標、いわゆるSDGsの理念を踏まえ、次の施策を推進してまいります。

まず、衛生事務について申し上げます。

当組合の重点事業として取り組んでおりますエネルギー回収型一般廃棄物処理施設及び新最終処分場の整備につきましては、一関市環境基本計画及び平泉町環境基本計画を踏まえ、環境負荷の低減と施設周辺の生活環境の保全を図ることはもとより、廃棄物を長期にわたって安定的に処理できる施設の実現に向けて取り組んでいるところでございます。

当組合では、これらの施設整備を通じ、可燃ごみの焼却処理で発生する熱エネルギーを回収して発電に利用する設備を整え、さらに、太陽光など再生可能エネルギーの導入などにより、資源やエネルギーが循環する社会の形成を具現化してまいりたいと考えております。

施設の機能や能力などの具体的な項目については、望ましい施設のあり方を施設整備基本方針案に取りまとめ、この方針に沿って処理方式や施設規模など、さまざまな項目の検討を進めているところでございます。

それぞれの項目につきましては、方向性や内容を整理した段階ごとに住民説明会を開催して御意見をいただき、そのいただいた御意見を反映させながら組合の案として取りまとめてまいりました。

今後検討する項目につきましても、これまでと同様に住民の皆様の意見を反映させながら、施設整備基本計画を策定してまいりたいと考えております。

候補地の絞り込みにつきましては、令和元年10月に選定したそれぞれ4カ所の候補地を施設整備基本方針案に沿って評価し、住民説明会でいただいた意見を反映させた上で、令和2年11月に1カ所に絞り込んだところでございます。

建設候補地周辺にお住まいの皆様や地権者の皆様には、事業に御協力いただけるよう、引き続き丁寧な説明に努めてまいります。

一般廃棄物処理は、住民の日常生活とかかわりの深い業務でございます。

現在、廃棄物の処理を行っている施設については、一般廃棄物の安定的、継続的な処理に万全を期すため、排気ガス及び放流水の排出基準値の遵守など、引き続き適切な維持管理に努めてまいります。

また、国の委託を受けて指定廃棄物として一時保管している焼却灰につきましては、放射線の遮蔽率が高いコンクリートボックスなどに収納して保管し、飛散防止などの適切な安全管理を行っておりますが、東日本大震災から10年が経過したところでもあり、国と協議をして早期解決に向けて取り組んでまいります。

舞川清掃センター、花泉清掃センター及び東山清掃センターにおける焼却灰などの埋め立てにつきましては、これまでと同様に国のガイドラインに定める方法により、放射性物質の適切な管理を行うとともに、放流水及び空間線量などの環境測定を定期的の実施し、今後も住民の皆様の安全安心を確保するよう万全を期してまいります。

また、廃棄物を資源として活用する取り組みの一環として、引き続き焼却灰のセメント原料化に取り組んでまいります。

一般廃棄物のリサイクルや分別につきましては、家庭や職場での取り組みが不可欠であることから、これまでと同様に構成市町と連携して3Rに対する意識啓発を図り、住民の皆様を初め企業や事業所の御協力をいただきながら、資源化と減量化の促進に取り組んでまいります。

小型化家電回収事業につきましても、構成市町と連携して積極的に進めてまいります。

また、斎苑の運営につきましては、指定管理による管理を継続し、管理運営の効率化と利用環境の向上に努めてまいります。

次に、介護保険事務について申し上げます。

平成12年4月に創設されました介護保険制度は、高齢者の介護を社会全体で支える仕組みとして、制度発足から22年目を迎えることになります。

今後、人口減少がさらに進むと予測される中、当組合管内における65歳以上の高齢者人口の割合は、令和2年12月末現在で37.0%と前年同期に比べまして0.8ポイント上昇しており、高齢化が進んでおります。

介護の必要性が増す75歳以上の高齢者の増加に伴う主な課題は、要介護認定者数と介護給付費が増加する見込みであること、認知症者の増加に対応した支援策の整備がさらに必要であること、介護従事者が不足していること、この3点と捉えているところでございます。

令和3年度からの3年間を計画期間とする第8期介護保険事業計画は、介護が必要になっても尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができることを基本理念とし、岩手県保健医療計画との整合性を図るとともに、構成市町が策定する高齢者福祉計画と一体のものとして策定を進めたところでございます。

介護予防や自立支援につきましては、介護予防・日常生活支援総合事業の充実に取り組み、地域において住民が日々の暮らしをともに支え合う仕組みづくりを進めてまいります。

認知症対策につきましては、認知症地域支援推進員や認知症初期集中支援チームが医療機関での受診や介護サービスの利用に適切につなげるなど、本人やその家族を支援してまいります。

介護サービスの基盤の整備につきましては、重度の要介護者や認知症者、医療的ケアが必要な方への対応を優先するとともに、居宅サービスの充実に努めてまいります。

また、人権を守り、人を大切にする質の高い介護サービスを安定的に供給するため、介護人材の育成を目的とした研修会を開催するとともに、感染症対策の徹底と災害への備えについて、助言指導を継続してまいります。

介護保険事業は、いわゆる団塊の世代が75歳以上になる2025年及び団塊ジュニア世代が65歳以上となる2040年を見据えた持続可能な事業運営が求められているところでございます。

当組合では、構成市町と連携し、高齢者が住みなれた地域で安心して生活を営むことができるよう支援する地域包括ケアシステムを推進してまいります。

以上、令和3年度の施策の方針を申し上げます。

新処理施設及び新最終処分場の整備、第8期介護保険事業計画の着実な推進など、取り組むべき施策は住民の皆様にとりまして極めて重要なものでございます。

私は、組合の管理者としてその責務を重く受けとめ、一層の行政サービス向上と予算の効率的な執行に意を配して、住民福祉の向上のため誠心誠意取り組む所存でございます。

組合議会議員各位並びに住民の皆様の御理解と御支援をお願い申し上げまして、令和3年度の施策の推進方針といたします。

議長（小野寺道雄君） 日程第4、一般質問について、これより順次発言を許します。

第1回目の質問、答弁とも登壇の上発言願います。

また、質問は通告に沿った内容であるとともに、質問、答弁に当たりましては簡潔明瞭に願います。

一問一答方式を選択した場合は一問ずつの質問とし、回数の制限は設けませんが、質問にあつては答弁時間を考慮され質問されるようお願いいたします。

また、答弁に当たりましては、答弁漏れののないよう、あわせて願います。

那須茂一郎君の質問を許します。

那須茂一郎君の質問通告時間は60分で、一問一答方式です。

11番、那須茂一郎君。

11 番（那須茂一郎君） 11番、那須茂一郎です。

通告に従って質問してまいります。

新ごみ処理場を内定して、その処理方針が焼却方式と、そのように機会あるごとに話されています。

いくら国が認めている範疇とはいえ、この方式でよいのか、非常に課題があるのではないのでしょうか。

誰しも、この焼却される煙を好む人がいないことです。

推進する方々さえも、御家族の方をこの煙から遠ざけたいと思っているに違いありません。

煙に対する科学的知識があろうとなかろうと、本能的に避けていく、これがあると思います。

人口密集地帯をできるだけ避け、人に影響が少ないと思われる地域に多くはつくられていく、そして、できるだけその地域には条件として施設の恩恵に適させていく、そして、できるだけ焼却方法を改善するために多種多様な焼却炉や焼却方法を改良、改善して生産、製造していく、そのパターンを繰り返してきたようです。

しかし、ごみを焼却することの環境や地域に対する影響はなくならないと思います。

2050年までに脱炭素社会を実現するという世界的目標を抱えています。

その前に、2035年までにガソリン車の新車をやめるという目標もあります。

産業も大きく様変わりすることでしょう。

そういう社会的目標に対して、政府が認めるからと今度つくるごみの焼却方法を、従来から続いている焼却方式を採用するとは、あまりにも工夫がないと言わざるを得ないではありませんか。

ごみの焼却の場合、脱炭素というよりも温室効果ガスというほうが近いかもしれません。

問題となる二酸化炭素のほかに、ごみを燃やすことによりメタンを初めダイオキシン、臭素酸化合物、あらゆるガスが発生すると言われています。

それらは人体に対する影響もですが、環境に対する影響も大きいと言われています。

勝部管理者は一関市長もなさっています。

表裏一体ではないかと思うのです。

一関市では脱炭素社会に向けてということで、マスコミでも大きく評価されています。

この行政組合でも、ごみの焼却方式をやめれば大きな効果が出ることでしょう。

毎日100トン前後のごみを焼却した分、それはガソリン車何万台分のCO₂を減らすことになるでしょう。

ごみを焼却しないで処理する方法は確立されています。

従来、衛生的に焼却しなければならないとされていた紙おむつなども再生、リサイクルできる

プラントも開発され、処理できないごみは数％とされています。

もちろん、市民の協力も欠かせません。

ごみ分別の協力、これは不可欠ではないかと思うのです。

そして、市民が分別に協力しやすいような行政組合の方策、これも大切なことではないでしょうか。

ごみの3割から4割を占めるという生ごみの処理、紙資源の全面的回収、プラスチックごみの回収と処理、先ほど話しました紙おむつの処理のプラント、大筋ではいけない分の再分別体制、単純にはいけないと思いますが、焼却しない自治体、先進地も多くあると聞いています。

そして、焼却しない方策の科学的方策も日進月歩です。

今から焼却しないで行う方法は先進地のいいこと取りができると思います。

まだ焼却炉の発注も行っていない今こそ、多方面な考えで構想を練り、ごみの焼却方法を見直し、将来の環境の負荷を軽減するために寄与する考えはないでしょうか。

以上、壇上からの質問を終わります。

御清聴ありがとうございました。

議長（小野寺道雄君） 那須茂一郎君の質問に対する答弁を求めます。

勝部管理者。

管理者（勝部修君） 那須茂一郎議員の質問にお答えいたします。

エネルギー回収型一般廃棄物処理施設、ちょっと長い名称ですので、以下、新処理施設と略して呼ばさせていただきますが、この処理方式についての質問がございました。

組合では新処理施設を整備するに当たっては、一関市や平泉町の環境基本計画を踏まえて、環境負荷の低減や施設周辺の生活環境の保全を図ることはもとより、廃棄物を長期にわたって安定的に処理できる施設の実現に向けて取り組んでいるところでございます。

可燃ごみの処理方式については、焼却による方式も焼却によらない方式もあわせて、国内で導入実績のある全ての処理方式を対象として、当地方における処理方式はどのような方法が適切かということを念頭に幅広く検討を進めてまいりました。

その結果、処理方式は、全ての可燃ごみを処理できること、先進国で広く普及している技術であること、災害時でも自力稼働が可能であることなどの評価により、焼却方式としたところでございます。

可燃ごみの処理方式を大きく分類いたしますと、まず1つは焼却・熔融方式というものがございます。もう1つは非焼却、この2つとなります。

具体的には、焼却熔融方式については、まずは焼却の方式、それから焼却プラス灰熔融方式、ガス化熔融炉方式、この3つの方式がありまして、非焼却方式のほうでは炭化方式、ごみ燃料化方式、トンネルコンポスト方式、バイオガス化方式、高速堆肥化方式、この5つに分類されます。

焼却方式、非焼却方式合わせて8つの方式がありますが、この8つの方式について組合では検討をしてきたところでございます。

それぞれの処理方式の二酸化炭素の排出量について見ますと、焼却熔融方式のうち焼却方式については、焼却プラス灰熔融方式、あるいはガス化熔融方式に比べて化石燃料の使用量が少なく、比較的二酸化炭素の排出量が少ない方式とされております。

次に、非焼却施設のうち炭化方式、ごみ燃料化方式、トンネルコンポスト方式、これらについては、いずれも廃棄物を破碎をして乾燥、あるいは加熱、成型、その過程を経て燃料につくりか

える方式ということができませんが、廃棄物を燃料につくりかえる過程においては、廃棄物の焼却は行わないため化石燃料の使用量は少なく、二酸化炭素の排出量も少ないものの、廃棄物からつくり出した燃料を最終的に燃料として焼却することになりますから、二酸化炭素の排出量は焼却方式と変わりがなく、むしろ廃棄物を燃料につくりかえる過程、乾燥とか加熱で使用するエネルギーの分だけ二酸化炭素が多く排出されることになります。

また、非焼却方式のうちバイオガス化方式については、廃棄物を発酵させる過程では二酸化炭素の排出量が少ないものの、取り出したメタンガスは燃料として使用すること、メタンガスを取り出すための発酵過程で発生する発酵残渣については焼却処理しなければならないことから、二酸化炭素の排出量は焼却方式と変わらないものとされているところであります。

また、非焼却方式のうち高速堆肥化方式については、焼却を伴わない方式であるため二酸化炭素の排出量は最も少ない方式と言えますが、生ごみなどの有機性の可燃ごみ以外は処理できないこと、それから災害廃棄物の処理には不向きであること、廃棄物からつくり出した堆肥の長期的かつ安定した取引先の確保が必要であることなどの課題が多く、当組合を構成する2市町から発生する廃棄物の全量を処理する方式としては現実的な選択肢にはなり得ないことから、処理方式として選定しなかったところでございます。

なお、新処理施設の整備に当たって昨年11月に取りまとめた中間処理施設の処理方式の案では、焼却方式のほか、堆肥化など、資源化率の高い処理方式を付加的に導入できないか引き続き検討するとしたところでございます。

次に、新処理施設を整備することによって新たに作り出されるエネルギーと新処理施設で使うことになるエネルギー、この2点について申し上げたいと思います。

まず、作り出すエネルギーについてでございますが、新処理施設では焼却のエネルギーを発電に利用することにより、電力で1,633キロワット、さらに50度程度の温水の状態で、熱量の単位で言いますと毎時23.2ギガジュールが得られると試算をしております、住民説明会などにおいても説明をしているところであります。

一方、新処理施設などで使うエネルギーについては、可燃ごみの処理に要する電力を608キロワットと試算しているほか、電力量としてはまだ試算はしておりませんが、新処理施設の敷地内に順次整備することになる管理棟、あるいはリサイクル施設などでも電力を使用することになり、これらの施設の電力は、電力会社が火力発電などによって発電した電力を購入するのではなく、当組合が新処理施設で発電した電力で賄うこととしているところであります。

さらに、新処理施設における発電量には、敷地内の施設で使用してもなお若干の余裕があると見込まれることから、他の施設や地域新電力への供給が可能と考えているところであります。

このように、新処理施設では、焼却の熱エネルギーを効率よく回収して発電に利用し、その電力を使用することから、電力会社から供給を受ける電力の使用量を減らすことが可能となり、現在の処理施設と比べまして二酸化炭素の排出抑制につながるものでございます。

以上、申し上げましたとおり、当組合では新処理施設の処理方式について、二酸化炭素の排出量やエネルギー効率などの観点も含め、さまざまな角度から評価を行い、その結果、焼却方式としたところでございます。

新処理施設の整備を進めるに当たり、組合では安定性にすぐれた安全な施設、環境に配慮した施設、廃棄物を資源として活用できる施設、災害に強い施設、そして経済性にすぐれた施設、この5つの基本方針のもと、安全性や環境負荷の低減などのほか、実現性など現実的な面も考慮し

て検討した結果、焼却方式が最も適している方式と総合的に評価をしたところでございます。

脱炭素社会の実現には、現実的な課題と向き合いながら、一步一步着実に化石燃料の使用を減らす取り組みを進めることが重要であると捉えているところでございます。

議長（小野寺道雄君） 11番、那須茂一郎君。

11 番（那須茂一郎君） 次に質問したいことは、今、施設でやろうとしている発電の問題があります。発電の問題で、ごみの焼却による熱によって発電する方策は非常に効率が悪いと言われていますがけれども、どのように考えていますか。実際に火力発電所の中でも、ごみ発電ぐらい効率が悪いのではないという話は聞いていますけれども、行政組合のほうでは計画的にはどのように考えていますか。つまり、いろいろなことをやればいいという話でしたけれども、しかし、燃やして発電をするというエネルギー効率から言えば非常に悪いと言われてはいますがけれども、その点は御存じですか。

議長（小野寺道雄君） 小野寺総務管理課長。

総務管理課長（小野寺啓君） 現在の施設は発電も何もしないでごみを焼却処理しているわけです。

今、議員がおっしゃいましたとおり、ごみ処理はエネルギー効率があまりよくないというお話は、確かに化石燃料から比べればそのとおりだと思います。しかし、私どもが新しい施設で発電するというのは、ただ燃やしてというよりは発電をしたほうがまだ電力の購入を抑えることができるという考え方のもとで、ごみの焼却のエネルギー効率は悪いかもしれませんが、そのほうがまだ化石燃料を使わずに済むというような考え方でございます。

議長（小野寺道雄君） 11番、那須茂一郎君。

11 番（那須茂一郎君） そのように言われればこちらも言わなくてはだめなのではけれども、実際に化石燃料を使って発電する今現在の中で効率がいいと言われているのは、ガスコンバインドといって、石油ガスを使って発電する方策で、大体エネルギーから電気を起こすのは六十数%と言われているそうです。そして、バイオマスもかなりやるのですけれども、まだ木を燃やしたエネルギーから言えば二十数%、ごみは10%そこそこしかないと言われています。そういうところを無理してやるよりは、実際には燃やさないで資源化を図ったほうがずっと有利だと考えませんか。大体燃やす部分を考えるけれども、資源化するエネルギーも考えてみてもいい、そういうことを考えたことはございませんか。

議長（小野寺道雄君） 村上事務局長。

事務局長（村上秀昭君） 考え方としまして、新処理施設というのは発電施設ではないのです。主目的は発電ではなくて、廃棄物を安定的に安全に衛生的に処理するということでありますので、当然火力発電とか、そのような効率のいい発電施設はありますけれども、それと比較するというのはあまり適切ではないと思っております。

議長（小野寺道雄君） 11番、那須茂一郎君。

11 番（那須茂一郎君） 私はそういうことを質問したのではないのです。燃やしてエネルギーを回収する部分と、燃やさないで資源化を図った分の効率的な、トータル的な問題です。そういう点を考えてみれば、直接燃やす部分を見ればそうかもしれませんが、燃やさないで資源化を図ったほうが将来的には非常に効率がいいという質問でした。その辺のところはわかっていないようではけれども、次の問題にいきます。

灰をセメント化して処理していくという話が先ほどされましたけれども、灰の処理で、例えばエコセメントという形で入れますけれども、その周辺でやはり問題があるという話を聞いていま

すけれども、そのような調査はなさっていますか。

議長（小野寺道雄君） 村上事務局長。

事務局長（村上秀昭君） エコセメントというのは、どちらのものが教えていただければありがたいのですけれども。

議長（小野寺道雄君） 11番、那須茂一郎君。

11 番（那須茂一郎君） 前にも質問したことがありましたからですけれども、東京の日の出町でセメント工場にごみの灰を入れていたと、そのことによって、その環境団体や市民団体が調べた結果、周辺の小学校にぜんそく患者が多かったという話をお聞きしました。そして、ぜんそくというのは生まれつきの方もいらっしゃいますけれども、ただ、転地療法すれば治る病気だと聞きました。それで、学校でぜんそくになった子供が転地療法したら治ったと、そうすると、やはりその環境が問題ではないかと。従来のセメントと違って、ごみの灰を使って、名前はエコセメントだという話でしたね。ですから、そういうところをきちんと調べてほしいと思っています。もしも、調べるのであればその環境団体を連絡しても構いませんけれども。

議長（小野寺道雄君） 村上事務局長。

事務局長（村上秀昭君） その関係であれば、多分訴訟とかになっている事例かと思っておりますけれども、今、議員がおっしゃったような内容については、その因果関係が全然証明されていなくて却下か何か、そのような形になったのではないかと記憶しております。

議長（小野寺道雄君） 11番、那須茂一郎君。

11 番（那須茂一郎君） 因果関係を調べて確固たる証拠をつかんで訴訟するという部分はあるかもしれませんが、私は訴訟とか何かではなくて、エコセメントという名のもとにごみの焼却灰をセメントに混ぜた工場周辺の学校の子供たちがそうなったと聞きました。ですから、そのように確固たる因果関係で、これとこれを合わせればこうなるというものではなくて、そういう部分があるということを知っていて対応していくということが大切だと思うのです。ですから、灰の処理の問題でセメント工場に運ぶかもしれませんが、灰が周辺の環境を汚染するということに対しては非常に問題があると思いますけれども、そのような点は考えませんか。

議長（小野寺道雄君） 村上事務局長。

事務局長（村上秀昭君） 恐らく、灰のセメント原料化については技術的には確立している内容だと思っております。ですので、体に悪いとか環境に悪いと、そういうことではないと思うのですが、やはり周辺の住民の皆様の気持ちの部分ではそういうのは配慮していかなければいけないと思っております。

議長（小野寺道雄君） 11番、那須茂一郎君。

11 番（那須茂一郎君） なかなか細かい話で私も実際に見ることができませんから、はっきりとそれは言えませんが、しかし、技術が確立されているとはいいながら、しかし、その周辺で問題があると。そして、セメント工場は多分逆有償かと思うのですけれども、それによって何でも受けられるという話は聞いています。そういうのにやはり環境が完璧に対応できていないという前提のもとに、そういうのは気をつけていくということが大切だと思うのです。そういう懸念があるということに対しては避けていくと、これが一番大切であって、何でも受けられる、セメントに混ぜていく、そういう技術的に確立されているというのを初めて聞きましたけれども、それはセメント業界なり、それからほかの環境団体から聞いてみますけれども、まさか技術的に確立させるという言葉は初めて聞きましたけれども、そういうことではないと思います。

次に、先ほど話したように、紙おむつの問題があるのです。ずっと前から衛生的な問題があって、それは焼却しなければならないということで、この質問をしますと一関市でも広域行政組合でもそういう問題が出てきました。しかし、あるメーカーによって紙おむつが再生できるということまで確立していると報告を聞いています。私も別に調査して、その分は話して近いうちにそのプラントを発売するという話で、もう発売なさっていると思うのですけれども、その点の情報は御存じですか。

議長（小野寺道雄君） 村上事務局長。

事務局長（村上秀昭君） この間、新聞に進む紙おむつリサイクルという表題でそういう情報が載っていたのは確認しております。

議長（小野寺道雄君） 11番、那須茂一郎君。

11 番（那須茂一郎君） 実際に先ほど話されたように、紙おむつを燃やすためにかなりの化石燃料を使うわけですね。しかし、リサイクルしてやればそのようなエネルギーはなくてもいいと、そのような問題があるのです。ですから、一関市の人口では1つか2つのプラントを入れれば紙おむつは十分、今現在の設備であれば処理できるかと思います。焼却するばかりではなくて、そのような考えはありませんか。

議長（小野寺道雄君） 村上事務局長。

事務局長（村上秀昭君） この紙おむつの処理の関係については、焼却しないほうが多分いいのだと思います。資源化できるものであれば資源化したほうがいいというのはそのとおりだと思います。ただ、この新聞記事の情報の内容ですけれども、まだ実証中で製品化はもう少し先のようにでありましたし、全国でも10カ所ぐらい整備したいというようなことでありましたので、その点は情報収集していきたいとは思っております。

議長（小野寺道雄君） 11番、那須茂一郎君。

11 番（那須茂一郎君） 担当者は新聞記事で見てという話でした。しかし、私は本社に行ってその研究所と話してきました。確かに年を取れば必要性があったり、赤ちゃんはほとんど紙おむつを使っている時代ですので、かなりの問題はあるのですけれども、その紙おむつの紙の原料がそのメーカーの話では1キログラム当たり100円ぐらいするという話でした。すごくいい紙を使っている。それを再処理して、また使えるようにやると。それも国の方針で、厚生労働省の関係で安全性とか衛生的に認めているという報告を受けてきました。ですから、そういう部分をきょうあすに入れろというのは、今言ったとおり、まだまだかかっている部分があるかもしれませんが、少し先であれば大丈夫だと思うので、ぜひこの計画に入れてやっていくと。例え燃やす方策であっても紙おむつは再生化していくと、これも大切な資源の回収ではないでしょうか。その点はどうでしょうか。

議長（小野寺道雄君） 村上事務局長。

事務局長（村上秀昭君） 新処理施設の処理方式につきましては、これまでも申し上げておりますけれども、焼却方式という形は決めさせていただいておりますけれども、そのほかに、加えて堆肥化など資源化率の高いものについて付加的に導入できないかという部分で、堆肥化など書いておりますけれども、このような紙おむつの処理であるとか、そのような部分についても検討できるのかと思っております。

いずれ、今、焼却方式を決めて、その次にストーカ方式であるとか流動床式であるとか、そのような方式を今度は決める段階でありますので、御理解をお願いしたいと思います。

議長（小野寺道雄君） 11番、那須茂一郎君。

11 番（那須茂一郎君） 紙おむつはそういうプラントを使う、それから生ごみを堆肥処理していく、つまり燃やさない方法を、燃やす施設がありながらどんどん減らしていくわけです。そうしますと、最初に質問した発電の問題はずっと過不足になるのではないですか。そういうことを考えませんか。今現在の100トン前後の処理があつて、そして燃やして初めて発電の可能性があるのですけれども、それが一気に半減したり3分の1になると、そういうことになったときに発電の計画はせっかく設備したのに開店休業になるのではないですか。そういう点は考えませんか。

議長（小野寺道雄君） 村上事務局長。

事務局長（村上秀昭君） 発電の出力といいますか、そういったものにつきましては何年間か十分な発電出力が確保できるようなものを選定していきたいと思っておりますので、当然これからごみは減っていきますので発電量は下がっていくと思いますけれども、そこも将来的な部分も見据えてそのような規格といいますか、容量といいますか、そのようなものはこれから決めていくということになるかと思ひます。

議長（小野寺道雄君） 11番、那須茂一郎君。

11 番（那須茂一郎君） そういうところが一番大切なのですね。ごみは人口減と合わせて減量していく、生ごみも減る、それから紙おむつのように化石燃料を使って燃やさなければならぬものも減っていく、そうしたとき、発電プラントがあるのですけれども、それが開店休業になってしまいますよね、つまり半減以下になるわけです、今現在で言えば。そういう点は想定しませんか。

議長（小野寺道雄君） 村上事務局長。

事務局長（村上秀昭君） ですから、ごみが減少していくのを見据えた中で発電出力も決めていきますので、今のごみ処理の量のマックスで設定するというよりは、将来的な部分も見据えて設定をしていくということでございます。

議長（小野寺道雄君） 11番、那須茂一郎君。

11 番（那須茂一郎君） そうしますと、1,633キロワットの構想は崩れるのではないですか、そう思ひませんか。

議長（小野寺道雄君） 村上事務局長。

事務局長（村上秀昭君） 1,633キロワットについてはマックスでやっているわけではなくて、10年間は維持できるぐらいの出力は確保できるような設定で仮に置いております。

議長（小野寺道雄君） 11番、那須茂一郎君。

11 番（那須茂一郎君） 今、10年間と言われましたけれども、稼働してから10年だと思ひのですけれども、稼働するのはこれから数年後に稼働して10年間ですね。そうしますと、世の中の流れがどうなっているか、そういう点は皆さん方がいない時代、私もいないかもしれませぬけれども、そういう点は非常に危うい計算だと思ひます。

次の質問にします。

燃やさなければならぬということで前に計画があつて、私もずっと前に質問したことがありましたが、紙おむつと同時に災害ごみになったとき困るのだという話をされましたね。それも燃やすための口実だという話でしたけれども、しかし、10年前の東日本大震災のとき、確かに廃棄物処理はあちこち全国に運んで燃やすという形でやりましたけれども、しかし、いろいろな本を見ますと燃やさないで処理する、例えば埋め立てとか堤防という話でありましたね。ですから、災害がなければいいのですけれども、あることを想定して焼却をしなければならないとい

うことでやっていますけれども、しかし、別な方策もこれから、あす、あさってに起きるわけではないですから、起きたときに対応していくのだと、そのように燃やさないで対応する方法を考えるとということを考えたことはございませんか。

議長（小野寺道雄君） 小野寺総務管理課長。

総務管理課長（小野寺啓君） 災害廃棄物につきましては、まず災害が発生したところから最寄りのといいますか、そこに災害廃棄物のストックヤードを一関市と平泉町でそれぞれ設けていただきます。組合ではその災害廃棄物ストックヤードである程度分別をされたもので燃えるもの、燃えないもの、そのような形で分別されたものを清掃センターに運んでいただいて、そこから処理が始まるわけです。それで、可燃物につきましては腐るものもございます。木も腐りますので、そのようなものは、ただ埋めるというのは最終処分場の埋め立て容量にも関係してきますので、そういうことはせずに減容する、焼却によって容積を小さくして、その上で埋め立てをするというような方策をとっているところでございます。

議長（小野寺道雄君） 11番、那須茂一郎君。

11 番（那須茂一郎君） 今は、とりあえず想定されることということでそのようなことを考えておられた。そういうことが、災害は先日の地震でなくても起きる可能性が強いなと感じますけれども、そういうときの対応はごみ処理も大きな課題があります。水害や何かの災害のたびにごみ置き場に大量に山と重ねておくという部分ですけれども、それらをどうすれば効率がいいかということは、今からやはり考えて、災害に対する避難所とかそういうことばかりではなくて、ごみの問題も不可欠な問題です。それを考えてほしい。それが先ほど話されたように、燃やさなくてもいい方法があるかもしれない。10年前の津波の災害でさえも、そのように処理した自治体、処理した箇所があるそうです。ですから、それは今話されたように、もっと本格的な計画に、ごみの問題をどう処理していくかということを内部で考えていますか。今のほかに考えていますか。

議長（小野寺道雄君） 村上事務局長。

事務局長（村上秀昭君） 災害廃棄物を効率的にというお話がありましたけれども、やはり効率的に処理するということになりますと焼却なのだろうと思います。堆肥化ということで処理するとなれば10日とか20日とか、そのような期間を要するわけでありますので、災害廃棄物に適しているかと言えば、やはり災害廃棄物の場合は焼却で衛生的に皆さんの生活の場からまずは取り除いていくというのが最優先かと思っております。そのようなことで検討していきたいと思っております。

議長（小野寺道雄君） 11番、那須茂一郎君。

11 番（那須茂一郎君） 今、日数的に例えば20日なり、それ以上かかるのではないかという話をされました。しかし、今は有機物であればもっと短時間に処理する方法があります。私もいろいろなところを見てきていますけれども、毎日ごみを入れてもごみがなくなるということを見てきたことがあります。ですから、先ほど話したように、科学、つまり私たちの行政組合を追いかけてくる科学はもっともっと早い足で近づいているのかと思っています。ですから、既存の考え方ではなくて、もっと研究して対応していくということが私は大切ではないかと思っています。

次の質問にします。

実際に、今度は燃やしたときに出る煙の問題です。煙の問題もやはり環境に大きな影響があると考えたことはございますか。

議長（小野寺道雄君） 村上事務局長。

事務局長（村上秀昭君） 議員がおっしゃった煙というのは煙突から出る、あれは水蒸気でございます。排ガスについてはしっかり処理した中で、環境基準なり排ガス基準なり全てクリアした中で排出という形になっております。

議長（小野寺道雄君） 11番、那須茂一郎君。

11 番（那須茂一郎君） 全くびっくりするような話でした。煙は白い煙だからそれは水蒸気だといふのですけれども、その中にあらゆる化学分子、原子が入っているというように感じませんか。

議長（小野寺道雄君） 村上事務局長。

事務局長（村上秀昭君） 排ガスについては先ほども申しましたけれども、環境基準なり排ガス基準をクリアした中で放出という形になります。

議長（小野寺道雄君） 11番、那須茂一郎君。

11 番（那須茂一郎君） 国の基準を許可しているから堂々とやれるというのですけれども、しかし、今、最初にお話のあった白い煙は水蒸気だということですね。水蒸気というのは H_2O のことですよ。しかし、その中でその水蒸気に混ざって、バグフィルターを通過しているいろいろな化学物質が入っているという話は前にセシウムの質問をしたときに言いましたけれども、その点は御存じありませんか。バグフィルターの網の目を堂々と通る化学物質、化学分子があるということですね。その点は御存じありませんか。

議長（小野寺道雄君） 村上事務局長。

事務局長（村上秀昭君） 排ガスの処理の中でバグフィルターの関係でございますけれども、これは実証試験がなされておまして、99.9%、99.8%、その程度の捕捉といいますか、そのようなものが可能な形になっております。

議長（小野寺道雄君） 11番、那須茂一郎君。

11 番（那須茂一郎君） 九十九点何%を押さえるというのですけれども、しかし、あらゆる化学原子、化学分子は九十九点何%はバグフィルターを通り抜けるのではないですか、そのようなバグフィルターの網の目とその原子の長さ、大きさを比べたことはございますか。

議長（小野寺道雄君） 小野寺総務管理課長。

総務管理課長（小野寺啓君） 国の基準のことから話させていただきたいと思いますが、まず国では環境基準というのを定めておまして、環境基準をオーバーしたからといって、すぐさま人体に、また生物に影響があるという基準ではないそうですけれども、この定められた環境基準がございまして、それぞれ大気汚染防止法であるとか水質汚濁防止法とかで排出基準がございまして、国の定めた排出基準をクリアすることによって、国が定めた環境基準がクリアできるというような設計になっております。

それで、一関清掃センターでも大東清掃センターでも国の基準を下回る、もうちょっと厳しい基準を自主基準値として定めておまして、それが今、私たちの施設の排出基準となっているわけです。この国の定めた排出基準よりもさらに厳しい自主基準値を守り、それを測定し、ホームページなどで公表しているのですけれども、公表することによって皆さんに安心していただけるかなというところで運営をしているところでございます。

議長（小野寺道雄君） 11番、那須茂一郎君。

11 番（那須茂一郎君） 国の基準、基準と言いますが、まだ焼却炉の排出基準についてはバグフィルターを設置すればということをやっていますけれども、しかし、二酸化炭素なんかは国の基準がありながらも、世界的に基準は基準としてあるけれども、基準として狭まってきている

と。つまり、排出を抑制していくのだと、この問題は一気に詰まってくるということですよ。

この問題があるのに、例えばこれから10年後と言えは少し長いのですが、7、8年後でしょうか、稼働する問題が今現在の想定と私は大きく違うのではないかと思います。ですから、あと10年後なり5年後を考えると、我々の今現在の討議してやっていること自体が時代遅れになってしまうのではないかと、私はそう思っています。

実際に私がこうやって環境問題をずっとやっている中において、担当者と話すよりもずっと世の中のほうが進んできている、この問題は非常に大きな流れだと思っています。そして、私がいろいろな環境問題で話していることがすごい追い風になっていく、皆さん方よりもずっと私のほうが追い風を受けていると感じています。ですから、確かに国の基準はあって、それ以内でやるというけれども、いつ何時、国の基準が狭まるかもしれない、そういう問題をやはり考えてみれば、今現在は国の基準があると、しかし、それをクリアしたからといって次の基準は守れないと、しかし、一関ではもう少し先の話になりますので、燃やさないでやれば、そのような大きな問題、それからさまざまな問題は私はクリアしていくのではないかと、私はそう思っています。ですから、皆さん方もぜひそういうものを、今現在ではなくて、もう少し先のことを考えて、やはりこの焼却施設を考えてほしいと思っています。その点はいかがでしょうか。これで質問を終わりたいのですが、けれども、何かあればどうぞ。

議長（小野寺道雄君） 佐藤副管理者。

副管理者（佐藤善仁君） 先ほど来の御質問を通じまして、議員からはさまざまな環境面に対する廃棄物処理との関連についてお話がございました。

先ほど担当のほうから、環境基準でありますとか排出基準、あるいは自主基準というような用語の整理とあわせて、その意味についても説明させていただきました。我々が持っている廃棄物処理に対する知見と、そして、実際的にそれをどのぐらい安定的になし得るかといった実証面と、そのようなこととの関連かと聞いておりました。そのようなことを恐らく議員はお話しになりたいのだらうと思ってございます。

冒頭、管理者から御答弁を差し上げましたとおり、これまで実証されている全てのものについて私どもとしては検討いたしました。その検討した現時点で持ち得ている結論とすれば、やはり人口規模のものを現実的に処理していくものとすれば焼却処理が最も適しているというのが今現在の結論でございまして、しからば、それがどのぐらい環境に対してのインパクトを与えるのかとかという議論でありますとか、あるいはそれが二酸化炭素の排出量でありますとか、そこから得られるエネルギーでありますとか、そのような派生的な議論にいくわけでございますけれども、総合的に申しまして、先ほど来各担当が申し上げたとおりでございます。

つまりは、廃棄物を処理するということで絶対に必要なものは無害化すること、あるいは安定的に処理すること、そして環境負荷を極めて少なくし、なおかつ減容化すること、そこが果たされなければ、本来の廃棄物処理ではなかろうと考えてございます。そのようなものが担保されている限りにおいて、今まで日本の中で実証的なプラントとして行われているものを対象として検討したわけでございますので、その部分についてはさまざまな角度から申し上げました。

私どもはこの先もいろいろな議論、検討はさせていただきたいと考えてございます。したがって、大多数のもの、全量処理する方式とすれば焼却方式という一定の結論には達しましたが、なおかつ、資源化といったようなもの、そのようなものを付加的に導入することについてもさま

ざまな面を見越して、さらにこの先の廃棄物の量ですとか、あるいは質の変化でありますとか、そのようなものを見越して検討していきたいと考えてございます。

それから、もう1点でございますが、先ほどセメント原料化の話の中で、原料化に当たってはセメントメーカーが何でも受け入れるというお話がございましたが、私どもが実際に処理を委託しているところからはさまざまな注文をいただいています。要するに、私どもが焼却処理したものがそのままセメント原料になっているわけでは決してございまして、やはりそこはセメントメーカーにしても一定の品質なり周辺に与える環境なりといったものを確保するために、例えば塩分濃度でありますとか、あるいはそのようなものが混ざっているとか、異物が混ざっていないとか、そのようなところの条件がございます。また、そのようなことをクリアするために、私どもが委託をしているセメントメーカーのほうでは、周辺の住民に対してもそのようなきちんとした説明をしていると聞いてございますし、周辺の皆様方からもそのような御心配のことは聞いていないということでございました。

そのようなことで、さまざまな面から安全性は確保させていただきたいと考えてございます。以上であります。

議 長（小野寺道雄君） 11番、那須茂一郎君。

11 番（那須茂一郎君） その中で、燃やして無害化するというお話がありましたけれども、それは違うと、私はそう思って、きょうの質問を終わります。どうもありがとうございました。

議 長（小野寺道雄君） 那須茂一郎君の質問を終わります。

暫時休憩します。

休憩 午前11時8分

再開 午後11時9分

議 長（小野寺道雄君） 再開します。

次に、藤野秋男君の質問を許します。

藤野秋男君の質問通告時間は60分で、一問一答方式です。

6番、藤野秋男君。

6 番（藤野秋男君） 日本共産党の藤野秋男でございます。

エネルギー回収型一般廃棄物処理施設及び最終処分場建設に向けた取り組みについて、大きくは4点について一般質問を行います。

両候補地については、最も適正であると昨年11月には1カ所に絞り込み、広域行政組合として関係市町に示したものであります。そのことによって、早速、関係する地域の方々と懇談を行ってまいりました。広域行政組合としても、今後、施設整備基本計画を作成し、具体的方向性を示していくものになると思っております。

広域行政組合は、関係する両地域住民の率直な御意見を伺いたいとの思いから、マスコミの皆さんの退席をお願いし、懇談会を進められましたけれども、現段階において地域住民の皆さんからどのような不安や御意見があったのかお伺いをいたします。

また、そこから見えてくる地域課題をどう捉えているかについても伺います。

焼却に關係する施設は、必要な施設ではあっても環境に対する影響はゼロではないと、建設に対する反対運動や期限を付しての建設容認となっているケースが多く見受けられます。施設周辺の皆さんの心配は、どのような施設になるのかだけではありません。市民の安全対策や環境保全がどう担保されるのかを心配する声も出ております。施設整備に当たっての基本計画にはしっか

り盛り込まれると思いますが、丁寧で誰もが納得いくよう求めるものであります。

そこで、市民の皆さんに示すことのできる時期をいつごろと捉えているのかお伺いをいたします。

現在、計画しているエネルギー回収型一般廃棄物処理施設は、焼却による余熱の活用策を施設内にとどめることなく、地域に還元するというものであります。活用方法については例を挙げ、農業用ハウス栽培への提供、あるいはプール等への活用策ができると還元策を示してまいりました。

しかし、廃棄物の資源化が進めば進むほど、余熱は減少してまいります。このように還元する余熱が不安定では、農業をなりわいにしようとする人にとってはとても心配であります。

そこで、熱エネルギー不足への対応は、組合の責任でその後も供給を保障するように計画しているのか否かについてもお伺いをいたします。

可燃ごみの再資源化を進め、焼却量を減らすことは、まさに組合が目指しているSDGsの理念そのものであります。それを大きく進めようとするれば、まさに生ごみの減量化への取り組みは必須の課題であります。そのためには、生ごみの分別回収や資源化への支援体制の構築が必要であります。

あわせて、コンテナ回収も私たちは提案してまいりました。これらについて、どのように検討しているのかお伺いをいたしまして、この場からの一般質問を終わります。

御清聴ありがとうございました。

議長（小野寺道雄君） 藤野秋男君の質問に対する答弁を求めます。

勝部管理者。

管理者（勝部修君） 藤野秋男議員の質問にお答えいたします。

エネルギー回収型一般廃棄物処理施設及び最終処分場の整備についてでございますが、当組合では、令和2年11月にそれぞれの施設の建設候補地を各1カ所に絞り込んで、12月にそれぞれの建設候補地周辺の自治会の皆様を対象として説明会を開催し、建設候補地の絞り込みの経緯、それから施設の概要、そして今後の取り組みの予定について説明を申し上げたところでございます。

また、説明会では、廃棄物処理の専門家から施設の整備手順について情報提供を行いまして、さらに参加者から寄せられた廃棄物処理に関する不安、あるいは疑問に対して、専門家の立場から一つ一つ丁寧に説明を行ったところでございます。

具体的には、施設からの排気ガスや排水水などの影響、交通量の増加などを心配する声がございます。これらについては必要な対策を実施していく旨、その都度説明をさせていただいたところでございます。

住民の皆様にとりましては、施設整備によって生活環境がどう変わり、どのような影響があるかということが大きな関心事でありますことから、さらに説明を尽くして不安解消に努めることが重要と捉えております。

周辺自治会への説明会は現在、始まったばかりでございますので、今後もさまざまな御意見をいただきながら適切に対応してまいりたいと考えているところでございます。

次に、施設整備基本計画についてでございますが、これまで処理方式や施設形式、施設規模などについて検討を進め、その検討した内容については説明会などを通じて検討案の説明を行い、これに対する御意見をいただきながら、1項目ずつ内容を固めてきたという経緯がございます。

現在は、施設の配置や設備のほか、環境保全などの項目について検討を進めているところでござ

ざいまして、今後にありましても具体的な案を整理した段階ごとに説明会を開催して、御意見をいただきながら策定を進めていくこととしているところでございます。

このように、施設整備基本計画を構成する主な内容については、1項目ずつ検討案の説明と意向把握を繰り返して内容を固めてきたものでございまして、最終的にこれらを合体して1つにまとめたものが施設整備基本計画となるものというように言えると思います。

したがいまして、施設整備基本計画の策定も公表も、いずれも同時進行で行ってきたものということができます、今後についてもそのように進めていく考えでございます。

なお、全体としての取りまとめにつきましては、令和3年度中のなるべく早い段階で取りまとめができればということを示しているところでございます。

次に、余熱の活用についてでございますが、新処理施設では可燃ごみの焼却によって発生する熱エネルギーを回収して発電に利用し、これによって得られるエネルギーは、電気が1,633キロワット、50度程度の温水が熱量の単位で言いますと、毎時23.2ギガジュールと試算をしたところでございます。

電気や温水といったエネルギーの利用方法につきましては、まずはごみ処理をする工場や敷地内の施設に利用する、そして余剰分については、構成市町である一関市や平泉町の課題の解決に利用できないか検討段階に入ったところでございます。そのため、現時点では、余熱の具体的な利用方法について整理する段階には至っておりません。

また、将来的にはごみ処理量の減少が想定されますので、余熱が不足する場合、その不足する熱量をどのようにして調達するかということがむしろ重要な検討事項になってくるものと考えているところでございます。

資源エネルギー循環型という理念をこのたびの施設整備に当たっての基本に位置づけているところでございまして、1つには廃棄物処理の過程から発生したエネルギーを無駄なく利用すること、もう1点は、その利用過程で生じる不足分についても、資源エネルギー循環型の理念のもとに調達するような工夫をしていくこと、その双方について今後検討をしていくことと考えております。

次に、可燃ごみの減量化についてでございますが、減量化をさらに進めていくためには、燃やすごみとして家庭や事業所から排出されるまでの段階において、資源として利用できるものについては極力資源物として分別していただくことが必要となります。

一関清掃センター及び大東清掃センターでは、燃やすごみとして収集したものについて、組成分析調査を毎年実施しておりまして、令和元年度の分析結果を見ますと、紙及び布類に区分できるものが燃やすごみとして収集したものうち55%を占めております。次いで、プラスチック類に区分できるものが27%、厨芥類が12%でございました。このうち、紙とプラスチック類については分別を徹底すれば資源となるものが多く含まれており、分別がなされない状態で燃やすごみとして排出されているものをできるだけ減らすことが必要でありますことから、構成市町と連携をして引き続き分別の徹底を呼びかけ、燃やすごみの減量化につなげてまいりたいと考えております。

私は、意識としてはこの燃やすごみという言い方をさらに一步進めて、燃やさざるを得ないごみというように意識を強く持ったほうが減量化には結びつきやすいかと思っております、今後そのような呼び方も含めて検討していきたいと思っております。

また、布類と厨芥類につきましては分別区分を燃やすごみとしておりますが、減量化のために

は布類と厨芥類を燃やすごみとは別に区分して収集するという方法が考えられるところでございます。このためには、布類については長期的かつ安定した取引先の確保が必要となりますほか、厨芥類につきましては、一般廃棄物として収集した厨芥類を堆肥化などの方法により資源物として専門に処理する業者が構成市町にはないこと、ごみ集積所の臭気、においでですね、臭気対策が必要となること、収集車両や収集容器を新たに整備する必要があることなどの課題がございますことから、他の自治体の取り組みについてさらに情報収集をしている段階にあります。

また、分別収集を進める際の具体的な対策の1つとして、指定ごみ袋にかえてコンテナを使用した収集について、他の自治体の取り組み事例を参考にその導入について検討しているところでございます。

コンテナ収集の導入に当たっては、市街地でのコンテナ置き場の確保、コンテナを道路沿いに設置することに伴う交通事故防止などの安全対策、集積所の設置場所の変更、状況によっては各地区ごとに市民センターなどの施設を回収場所とする拠点回収への切りかえ、これらについて検討が必要と考えております。

これらの課題についても構成市町と情報共有しながら、さらに検討を進めてまいりたいと考えております。

議長（小野寺道雄君） 6番、藤野秋男君。

6番（藤野秋男君） ありがとうございます。

それでは、1点目からお伺いします。

新たな施設が地域に来るとなれば、当然、今、管理者がおっしゃったように、交通の面、あるいは自分たちの生活環境がどう変わるのかというのは不安の材料であるということは当然だと思います。

そこで、それらに対して、管理者は参加した皆さんに対してどのように現在の段階で説明しているのかお伺いします。

議長（小野寺道雄君） 勝部管理者。

管理者（勝部修君） 説明会が始まってまだ間もない段階ではございますが、いずれ、一番最初に説明会をやった際に住民の方々からさまざまな質問も出されまして、その大半が総じて言いますと、新しい施設が来ることによって不安に感じているところが非常に多いなと思いました。したがって、専門的な部分にもかかわることでもございますので、私どもが専門的なことをあれこれ言うよりは、専門的な立場からの説明をしていただいたほうが住民の皆さんのためにもなるだろうということで、専門家の方々に御協力をいただいているところでございますが、いずれ、今の段階では住民の皆さんから出された質問に一つ一つ丁寧に答えていって、その不安と感じているところを少しでもなくすような努力をしていっているという段階でございます。

議長（小野寺道雄君） 6番、藤野秋男君。

6番（藤野秋男君） 大幅に交通量も違ってくるという面では、お年寄りの方々、あるいは農機具を公道で走らせている皆さんにとっては、どちらが主人公なのかということもおっしゃってありました。そういう面では、そのような対策もしっかり示せるよう計画をしていただきたいし、生活環境、子供たちがいるという話もありました。そういった面では、健康に安全だからというだけではなくて、生活環境が変わるということを認識してどのように説明してくれるのかということに不安を感じておりました。そういう面では、参加した方々だけの声ではなくて、現在、子育て中の皆さんや、あるいはお年寄りの団体の皆さん、そういったところの声も吸収してほし

いという声がありました。これらにはどのように取り組んでいこうとしているのかお伺いします。

議長（小野寺道雄君） 佐藤副管理者。

副管理者（佐藤善仁君） 説明会をやりますと実にさまざまなお話をいただきます。その中には私も知っていること、学んだこと、あるいは同席している専門家の方々から、それはこうですというようなことでその場でお答えし得るものもあれば、なるほどということ、やはり私もとしてそれをこれから先の宿題としなくてはならないこともいっぱいございます。

今の子育て中、高齢者の方のお話でしたが、先日の説明会の中では、この説明会の場にこれから先、若い方々がもっともって来れるような、そのようなことをやってほしいというお話もいただきました。

さまざまな生活者としての視点の中からいろいろな事柄が出てくるものと考えてございますので、いろいろなお立場の方、若い方、高齢者の方、そのような方々に私どもが直接コンタクトできるような、そのような取り組みをしていきたいと考えてございます。

議長（小野寺道雄君） 6番、藤野秋男君。

6番（藤野秋男君） ぜひ、施設を示すことよりも、まずはそこに住んでいる方々に耳や目を傾けて、そこでなりわいを営んできた方々が引き続き生活できるよう、しっかり配慮していただきたいと思います。

このことについては、先ほど管理者からあったように、令和3年度中にはそのような話を取りまとめたという話ですが、ここにしっかり時間を割いていただきたい。また、進んでいく中でいろいろな御意見が出たら、やはり真摯に対応していただきたいと思います。

次に、検討していく中で、先ほど令和3年という話が出ましたが、全体像が示せるのはいつごろかという話もございました。それによって地域がこのように変わりますよということが不安で、なかなかもろ手を挙げて賛成できない不安があるということがございましたが、その一つ一つの示す時期はいただいている資料の中では大きくは載っているのですが、少なくとも住民とのかかわりで示せる時期というのはどのように検討なさっているのかお伺いします。

議長（小野寺道雄君） 村上事務局長。

事務局長（村上秀昭君） 検討状況につきましては、これまでも検討過程で住民説明会をやって意見をいただいて、それを反映して、また住民説明会で繰り返していくというような形でやってきておりましたので、これからの対応としてはそのような形になるかと思います。

地元の住民への説明会については3カ月に1回程度ぐらいでいきたいと思いますし、全体の住民を対象とした内容については半年に1回なり進捗状況を見てということになるかと思っていますし、あとは地権者の皆様とか、その地区の、例えば弥栄地区であるとか千厩地区であるとか、そういった地区の皆さんにもその都度説明をさせていただきたいと思っておりますので、進捗に合わせて説明をしていき、最終的なものは令和3年中ですが、途中、途中で検討経過、計画の内容についてはお示ししていくというような形になるかと思っています。

議長（小野寺道雄君） 6番、藤野秋男君。

6番（藤野秋男君） ぜひ、地域の皆さんと合わせ、我々議員にもいろいろな提案や御意見が寄せられます。そういった面では、しっかり私どもにも情報提供をいただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

3点目は、今回、エネルギー回収型一般廃棄物処理施設ということで、先ほど管理者からもこの熱量などが説明ございました。今後、しっかり資源化、再利用ということが進んでいけばいく

ほど、供給できる余熱が減少していくのは誰もが想像できます。その場合、地域に還元しますよ、提供しますよということが当初の熱量でもし事業計画をするとすれば、それをなりわいとして頑張ろうと思った人にその後は途中で熱量提供ができなくなるということになります。

私たちはそもそも施設内にとどめるべきだという話をしてきたのですが、組合は今後も余熱は十分出るので供給したいということでしたので、その後の組合として熱エネルギー不足の場合の対処策をどのように関係者に説明しようとしているのかお伺いいたします。

議長（小野寺道雄君） 村上事務局長。

事務局長（村上秀昭君） 余熱活用の関係につきましましては、施設整備検討委員会の中で検討していくこととしておりますけれども、考え方としては、ごみの焼却によって生じたエネルギーを有効利用するということでありますので、改めてその分で不足するから別に手当をするという考え方ではないのですが、例えば当組合の新処理施設においても休炉期間とか、そういうものがありますけれども、そのようなときには当然、別のエネルギーが必要になりますので、それを例えば太陽光で賄うとか、あとは電力会社から購入するとか、そのような手だてはしなくてはいけないのですが、例えば余熱活用、例えば施設をつくるということであれば、そちらのほうも、うちのほうが休炉するようなときには当然供給できませんので、その分はあらかじめ確保するような形で検討していかなければならないと思っております。

議長（小野寺道雄君） 6番、藤野秋男君。

6番（藤野秋男君） 確認しますが、そうすると、余熱を活用して地域の皆さん、ぜひ、なりわい、あるいは集う場にしてくださいというのは、そのエネルギーが不足した場合、私どもが責任を負いますという組合の考え方で理解していいわけですね。

議長（小野寺道雄君） 勝部管理者。

管理者（勝部修君） エネルギーに不足が生じる場合があり得るということは先ほど事務局長からお話しさせていただきました。私は、この新しい施設については、複合的な、エネルギーセンター的な施設にしたいというのが1つあります。学習機能を備えた、要するに学校教育の一環として施設見学をして、そこでエネルギーについての学習ができるような、そういう施設に結びつけていくということも考えておりますので、やはりさまざまなエネルギー源がそこにあれば、こういう場合にはこういうエネルギーが使えるのだということも子供たちが勉強できるような、そういう施設であってほしいと思っておりますので、太陽光発電を初め、最終的には全部がSDGsに結びついていくような資源循環型の中でやっていきたいと思っているわけですが、そのような複合化、これを前提に考えていきたいと思っております。

議長（小野寺道雄君） 6番、藤野秋男君。

6番（藤野秋男君） エネルギーの学習施設という言葉は非常に考えたなという思いをしています。といいますのは、やはり何らかの形で供給する根拠をつくらないと市民が納得しませんよね。それを永久的に保障するとなれば、今、一関市などが進めている公共施設は、特定の方の使用の場合はその関係者に譲渡しようということで、とても維持できないという地域もございます。それで今、一関市は地域に出向いて、維持するのが大変だということでは、もし関係者が利用しないのであれば解体もやむを得ないところまで踏み込んで地域に入ろうとしているわけです。でも、今回の施設はそういう心配はないよと、私たちは永久的にそこでなりあう間は供給しますというように、再度確認しますが、捉えてよろしいのですね。

議長（小野寺道雄君） 佐藤副管理者。

副管理者（佐藤善仁君） 新しい中間処理施設においては、焼却という方法によって一定のエネルギーが作り出されます。稼働するのはこの先、令和8年度から令和9年度です。先の一般質問でもお答えいたしましたとおり、今後、人口減少があっても、10年後といったところを見据えての発電量は計算はしております。

したがって、あと15年、そうは言っても、人口減少の幅がさらに深まる、あるいは廃棄物の成分が変わってきて、エネルギーの量に変化していくということも考えられます。

余熱活用施設というような言い方を私どもはしてございますが、基本的には余熱活用施設なるものをどこが整備をするかというその主体との関係になってくるかと考えてございました。組合がプラントの一部として余熱活用といったものをつくり出すものか、あるいは別団体がそのような整備の主体となるか、ですので、いわゆる余熱なるもの、エネルギーといったものを供給、つくり出す私ども組合と整備主体との協議によってそのありようといったものは変わってくるかと思えます。

ただ、そうは申しまして、今どのような余熱活用という方途にするか、そこがまだ検討に入ったばかりでございますので、その先のことを明言するというのはなかなか難しいものがございます。

それから、もう1点でありますけれども、先ほどその計画の策定と公表の関係のお話がありました。先ほど管理者が答弁いたしましたとおり、施設整備計画につきましては、説明会といった場などを通じまして策定の中間案をお示しをし、御意見をいただき、1項目ずつ固めてまいります。

したがって、その全体の取りまとめはいつなのかというお話がございましたけれども、Aが決まればBが決まる、Bが決まればCが決まるという順番でございますので、私どもとしては、絶えず、まず決めなくてはいけない骨格のもの、例えば焼却施設だとした場合に焼却施設のどのような炉の形式がいいとか、しからば、そこからエネルギーがどうだから、余熱活用とすればどうだとか、あるいはものが決まれば環境基準はどうだとか、そのような順番で1項目ずつ御意見をいただきながら決めていくというのが基本でございます。

以上であります。

議 長（小野寺道雄君） 6番、藤野秋男君。

6 番（藤野秋男君） 施設については、きょうは私は通告していませんのでいいのですが、先ほども言いましたように、余熱還元施設が地域のなりわいに影響するとなった場合、これは非常に重いものがあると思います。10年間は計画に入れると、10年間で事業が終わるというような形で計画をしてくださいというのか、それとも、その後は地域でエネルギーを確保してくださいというのか、それも恐らく大きく違っていきだろうと思います。

あとは公共施設であればこれはわかります。公共施設であれば組合が責任を持って維持すると、これは市民全体で負担していくという立場に立つでしょう。しかし、地域に還元をするのだということになれば大きく違っていき、この辺も早い時点で示していただきたい。やはりその方向によっては大きく違っていきわけなのです。ですから、一番心配ないのは、少しでも多く、一日も早くごみの減量化に努力すると。余熱活用策は施設内にとどめるというように、そして、施設内でも十分エネルギーの学習施設は可能ですので、ひとつ、よろしくお願ひしたいと思えます。

最後の質問に移ります。

何と云っても、今回も管理者が申しました施策の推進方針の中でも、SDGsの理念を進めて

いくのだということでした。これには持続可能な地域をつくるということはもちろんですが、持続可能な地域環境をつくるということにもつながります。そのような面では、ルール、分別、そしてその活用策もお話をいただきました。私はこれをもっともっと加速させていただきたいと思っています。

そのうちの1つが現在検討中ということですから、ぜひその検討をクリアして進めていただきたいと思うのがコンテナ収集です。やはり幾ら安全だからといっても、燃やすものに収集するものを入れて回収するというのは市民の負担にもなりますので、ぜひこの検討を一日も早く結論づけていってほしいと思います。

それから、この間、一関市は報償費を団体を拡充して、社会福祉団体、協議会、あるいはそのような施設を運営するところにも資源を回収した場合は保証金を出すよということで、さらに資源回収を加速させようということを提案いたしました。私は、ぜひ、そのように人が多く寄っていただける施設には生ごみ処理機の大型化も可能なのです。やはり施設から出る食品残渣は非常に大きいものがあります。これを組合が処理しているわけですから、そのようなことを考えれば、ぜひそういったところで資源化に結びつけていくということは組合としても取れない手法ではないと思うのですが、いかがでしょうか。

議長（小野寺道雄君） 村上事務局長。

事務局長（村上秀昭君） 分別、収集方法の検討につきましては、施設整備検討委員会の中でこれから検討してまいりますけれども、その中で、例えばコンテナ回収であるとか生ごみの収集方法であるとか、そのようなものも具体的には検討して進めてまいります。その中で、例えば今の施設の設備の中で対応可能なものであれば前倒しといいますか、新処理施設整備を待たないでできればいいとは思っておりますけれども、いずれ周辺の自治体の状況などを見ますと、コンテナ回収であれば、例えば主に資源物の回収に取り組まれているという例も把握しておりますし、やはり課題なのは、全てのごみステーションにそのようなものが設置できるかどうかというところが大きなネックになっていて、例えば拠点回収せざるを得ないのかとか、そのようなものをいろいろ課題がありますので、そういったものを検討していきたいと思っております。

議長（小野寺道雄君） 6番、藤野秋男君。

6番（藤野秋男君） 収集についてはわかりました。ぜひ、一日も早く結論づけるよう御努力をいただきたいと思います。

一般家庭で今、生ごみの堆肥化を進めようと、特に環境に真剣に取り組んでいる人ほど真面目にコンポストだったり処理機だったりを入れています。私はこれを、先ほど言いましたように、大型化した機械は十分、今市場に出回っていますので、ぜひそういったものを福祉団体とか、あるいは老人福祉施設とかに購入補助を出してでもやっていただくと。これは組合が事業計画をしている第8期とはちょっとかけ離れるかもしれませんが、そのようなことも組合の事業としてやっているわけですから、ぜひ横の連絡を取ってやれないことはないと思うので、ぜひその辺の検討も進めていただきたいと思いますので、次の機会に質問しますから検討していただきたいと思います。

以上で終わります。

議長（小野寺道雄君） 藤野秋男君の質問を終わります。

午前の会議は以上とします。

午後1時まで休憩します。

休憩 午前11時50分

再開 午後 1 時00分

議長（小野寺道雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、岡田もとみ君の質問を許します。

岡田もとみ君の質問通告時間は60分で、一問一答方式です。

3 番、岡田もとみ君。

3 番（岡田もとみ君） 日本共産党の岡田もとみです。

通告に従い、第8期介護保険事業計画案について質問をいたします。

介護保険制度については、3年ごとの見直しに伴い、そのたびに保険料などが引き上げられてきました。令和3年度から介護保険事業計画の第8期に入ります。少しでも安心の老後を迎えられる介護保障となるよう5点について質問いたしますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

1点目は、介護保険料の滞納状況、差し押さえ処分の状況についてです。

市民の暮らしにとって引き上げられるのは介護保険料だけではありません。今回、国民健康保険税も一関市議会においては上がりました。一関市にとっては国民健康保険税が上がっています。消費税も10%になっています。その一方で、年金給付額は引き下げられているという状況です。

こうした中で、関係者からは、高齢者の介護保険料の負担は限界だという声が聞かれます。さらには、今、昨年からのコロナ禍で今後の高齢者の生活が心配されます。

第8期計画案で介護保険料の引き上げが示されておりますが、滞納状況、財産の差し押さえをされている人の状況について御紹介ください。

2点目は、介護サービス利用料の軽減策についてです。

介護保険の利用対象者の方が、使いたいがお金がかかるから利用しないという話をされることがあります。現場からは、もっとサービスを利用すれば状態は改善するのに、金銭的な問題で最小限のサービスしか利用できない人などの実態も聞かれます。

介護保険サービスの利用料は原則1割です。低所得などで介護サービスを受けられないということがあってはならないことです。介護保険サービス利用料について負担軽減策を拡充する考えはないかお聞きします。

3点目は、低所得者の住まいの確保についてです。

低所得の要介護者が最後まで住み続けられる施設は特別養護老人ホームしかありません。ところが、旧安倍政権のもとで要介護1、2を特別養護老人ホームの入所者から除外しました。しかし、生活相談などでは、高齢でひとり暮らしの方にとって自立した生活を送ることが困難になってきており、不安な日々を送っています。高齢者のみ世帯がふえる中で、介護保険制度の対象となる低所得者の住まいの確保が必要になっていると実感しています。低所得のため介護施設へ入所できない人数について把握しているかお聞きします。

また、低所得で介護度が低くても入所できる施設の整備が求められていると思いますが、いかがでしょうか。これらを第8期介護保険事業計画に盛り込み取り組むべきと考えますが、検討状況についてお聞きします。

4点目は、特別養護老人ホームの待機者解消についてです。

特別養護老人ホームの待機者の状況について、資料では令和2年度の入所待機者は426人、そのうち早期に入所が必要な方が107人おります。この107人のうち、早急に入所が必要な方が66人、1年程度で入所が必要な方が41人と記載されております。特別養護老人ホームの待機者について

は、特に早期に入所が必要な方について、入所待ちの期間を短縮させるよう施設整備に努めるべきと考えますが、いかがでしょうか。

5点目は、介護人材の育成についてです。

介護現場の最大の問題となっているのが介護人材の不足です。施設整備計画には年度ごとに整備する施設の事業所数と定員数は示されておりますが、そこで必要な介護従事者の人数の記載はありません。第8期計画案で見込まれるサービス量を確実に提供するためにも、人材確保を開業する事業者任せにせず、施設の整備計画とあわせて施設の運営に必要な人数についても人材育成計画を作成し推進するよう提案いたします。見解についてお聞きいたします。

以上、壇上からの質問といたします。

御清聴ありがとうございます。

議長（小野寺道雄君） 岡田もとみ君の質問に対する答弁を求めます。

勝部管理者。

管理者（勝部修君） 岡田もとみ議員の質問にお答えいたします。

まず、介護サービスの利用料についてのお尋ねがございました。

介護保険サービスは、所得の状況などに応じて、実際に要した費用の1割から3割の自己負担で利用できる、そういう仕組みになっております。さらに、自己負担額が高額になった場合であるとか、所得の低い方を対象とした負担軽減の制度が設けられているところでございます。

具体的には、同じ月に利用した介護サービス利用料の自己負担の合計額が一定額以上となって、所得に応じた限度額を超えた場合に、超えた分が後から給付される高額介護サービス費や、同一世帯内で介護保険と国民健康保険などの医療保険の両方を利用し、その自己負担額の合算額が所得に応じた限度額を超えた場合に、超えた分が後から払い戻される高額医療・高額介護合算制度というものがあります。

また、低所得者で特に生計の維持が困難である方には、介護保険サービスを利用しやすくするために、介護保険サービスの提供を行う社会福祉法人などが、利用者の自己負担額を軽減する社会福祉法人等による低所得者に対する利用者負担軽減制度というものがあります。

また、当組合では、東日本大震災で住家が被災した利用者の自己負担額の減免や免除を行っているところでもあります。

これらの制度に加えまして、新たな負担軽減制度を設けるということは、1つには自己負担額が軽減される一方で介護保険からの給付費負担の増につながることから、新たな負担軽減施策を検討するに当たっては、他の利用者との負担の均衡、あるいは保険料の引き上げへの影響に十分留意する必要があると捉えております。

このことから、利用者の負担軽減については、各保険者の負担とすることなく、国の責任と負担のもとにおいて統一して行うよう、全国介護保険広域化推進会議を通じまして国に要望をしているところでございます。

次に、低所得者の入所施設についてでございますが、組合では低所得を要因として介護施設に入所することができない状態にある方の人数については、把握はしていないところでございます。

低所得で介護度が低くても入所できる施設についてのお尋ねがありましたが、介護サービスを提供する施設のうち所得要件が設けられていますのは養護老人ホームのみとなっております、その他の施設には所得要件は設けられておりません。

この養護老人ホームの所得要件の内容でございますが、生活保護費を受給している世帯である

こと、それから高齢者及びその世帯の主たる生計維持者の市町村民税の所得割が非課税であること、3つ目は、災害その他の事情により世帯の状況が困窮していると認められること、このいずれかに該当することとされております。

次に、介護度が低い方、具体的に申し上げますと、要介護1以上の方でも入所できる介護施設としては、介護老人保健施設や特定施設として指定を受けた軽費老人ホームや一部の有料法人ホーム、養護老人ホームなどがありまして、組合管内には合わせて14施設、定員は856人分が整備されております。

このほかに、要支援2以上の方を対象とした認知症グループホームがございまして、組合管内には27施設、定員で378人分が整備されておりまして、さらに1施設、定員18人分の整備が今後予定されているところでございます。

このように、介護度が低い方でも入所可能な施設は一定程度整備されているところでございますが、常時支援や見守りが必要な状態にあつて、早期に施設に入所して介護サービスを受けることが望まれる高齢者への対応を優先する必要があることから、ある程度自立した生活が可能な方には、可能な限り在宅サービスで対応することを基本としているところでございます。

また、今後、要介護認定者の増加に伴う介護給付費や介護保険料の増額、介護人材の不足が懸念されているところでございまして、重度の要介護者や認知症者に対応した施設整備を優先することが今後必要になるものと考えております。

このことから、第8期介護保険事業計画においては、要介護3以上の方のための生活施設である特別養護老人ホームや、組合管内には現在整備されていないところですが、医療的ケアの必要性が増して長期療養が必要な方のための介護医療院、これの整備、それから日常生活への対応が困難な認知症の方のための認知症グループホーム、これらを優先して整備することとしたところでございます。

なお、低所得の方の住居の確保や生活支援の相談については、構成市町において対応しているところであり、組合においても高齢者の方から相談があった場合には、構成市町と連携して対応しているところでございます。

次に、特別養護老人ホームへの入所待機者についてのお尋ねがございました。

入所待機者の解消は大きな課題の1つであると認識しているところでございます。このため、当組合では特別養護老人ホームの整備促進に努めてきたところであり、直近の状況で申し上げますと、第6期及び第7期の介護保険事業計画に当たる平成27年度から令和2年度までに5施設、166床の整備を実現してきたところでございます。

これにより、在宅で早期に入所が必要な待機者数は、第6期初年度の平成27年4月1日現在で172人であったものが、第7期の最終年度の令和2年4月1日現在では107人となったところでございますが、整備したベッドの数との関係で見ますと、新たに166床を整備したのに対して、この期間の待機者の解消は65人とどまったところでございます。

これは、施設の整備により一時的には入所待機者は減少するものの、特別養護老人ホームの入所要件を満たす要介護3以上の高齢者の増加によって、新たな入所待機者が生じるためでございます。施設整備だけで入所待機者の解消を図ることには限界があるということになります。

特別養護老人ホームの入所要件を満たす要介護3以上の高齢者は、第8期計画の最終年度である令和5年には、令和2年9月末現在の3,747人に比べて124人増加して3,871人に、そして、さらに、いわゆる団塊ジュニアの世代が65歳以上となります令和22年には549人増加して4,296人に

なるものと見込まれますことから、特別養護老人ホームへの入所待機者も同様に増加するものと見込まれております。

一方、新たな施設の整備については、現状でも介護従事者が不足している中で、新たな介護人材を確保することが困難であること、それから施設サービスの利用の増加は介護給付費の増加をもたらす、ひいては介護保険料の引き上げが必要となるといった課題がありますことから、施設整備そのものも一定の制約の中で進めていかなければならなくなるものと捉えております。

このため、入所待機者を解消するためには、施設の整備とあわせて要介護者の増加を抑制する取り組みを進めることが重要であると考えております。

第8期の計画では、特別養護老人ホーム2施設、合計で49床を整備するほか、要介護者の増加を抑制し、高齢者が要介護状態になっても可能な限り住みなれた地域での生活を維持できるよう、介護予防や重度化防止に向けた取り組みや、在宅サービスの充実に向けた取り組みを進めることとしていただいております。

介護保険制度が発足して20年が経過したわけでございます。従来、家族が支えてきたといわれる我が国の介護、これを社会全体で支えるという考え方のもとにこの20年の間、さまざまな取り組みが行われ、介護保険制度は一定の成果は見たものと認識しているところですが、しかし、入所待機者の解消という課題の解決には至っておらず、むしろこの問題は介護予防や在宅サービスといった保険、あるいは医療の面から、また、施設整備といったハードの面のみならず、ソフトの面からも取り組みを重ねていくことが必要と考えております。

市町村や一部事務組合など、介護保険の運営の現場の取り組みだけで解決できる問題ではなく、まさに国を挙げて取り組むべき課題でございまして、全国市長会や全国町村会などの関係機関を通じて国と議論をしまいたいと考えております。これが現在の全国市長会、あるいは地方六団体としての共通の認識でございまして。

次に、介護人材の確保と育成についてでございますが、当組合が令和2年7月に管内で介護サービス事業所を運営する法人を対象に実施した介護労働実態調査によりますと、6割の法人から介護人材が不足しているとの回答が寄せられました。当組合管内においても、介護人材の確保と育成は大きな課題であると認識しております。このため、第8期介護保険事業計画の策定に当たっては、構成市町と課題を共有し、施設の整備計画と人材の確保について協議を重ねたところでございます。

第8期介護保険事業計画では、特別養護老人ホーム49床、それから認知症高齢者グループホーム9床などの施設整備を計画しておりまして、あわせて介護施設の整備などに伴う介護人材の確保、育成、定着に向けた取り組みを進めることとしたところでございます。

具体的には、構成市町や関係機関と連携して、就職奨励金などにより新たに介護事業所への就職者をふやす取り組みや、研修奨励金などによる資格取得の支援や就労定着の支援、介護従事者を対象とした研修会の開催など、職場環境の改善、それから人材の確保、育成、定着に向けた事業者や関係機関、隣接市町などとの話し合いの場を設けるといった取り組みを実施することとしております。

なお、そのほかのお尋ねにつきましては事務局長から答弁をさせます。

議 長（小野寺道雄君） 村上事務局長。

事務局長（村上秀昭君） それでは、介護保険料の滞納状況についてでございますが、滞納繰越額の推移につきましては、介護保険事業計画の第5期計画から第7期計画までの各計画期間で比較し

ますと、第5期計画の最終年度であります平成26年度は、滞納繰越の件数は604件で、繰越額は2,164万円でございます。それから第6期計画の最終年度であります平成29年度は、同様に1,328件で2,142万円、第7期計画は令和2年度が最終年度でありますことから、直近の令和元年度の実績ということになります、1,151件で1,820万円でございます。

なお、件数につきましては、カウント方法を平成27年度までは実人数としておりましたが、平成28年度以降は納期ごとの件数の合計としたことによりましてふえております。

それから、滞納繰越額につきましては、平成26年度と比べて令和元年度については344万円ほど減少しておりますが、これは令和元年10月の消費税の引き上げに伴います介護保険料の軽減強化策として、所得段階が第1段階から第3段階までの保険料を軽減したことが主な要因ととらえているところでございます。

なお、督促や催告を行っても納付いただけない場合は、給与、預貯金、不動産などの差し押さえによる滞納処分を行い、強制徴収することとされておりますが、介護保険料につきましては、これまで滞納処分の実績はないところでございます。

議長（小野寺道雄君） 3番、岡田もとみ君。

3番（岡田もとみ君） ありがとうございます。

それでは、順番に、介護保険料の滞納などについてお伺いしたいと思います。

まず、介護保険料を滞納すると、ペナルティーという形で介護の給付制限を受けるという話を聞いておりますが、このサービスの制限を受けている人というのは何人くらいいらっしゃるのでしょうか。

議長（小野寺道雄君） 村上事務局長。

事務局長（村上秀昭君） 保険料を滞納した方に対する介護サービスの給付制限についてでございますが、介護保険制度は国、県、構成市町からの負担金や介護保険料で成り立つ制度でありますので、特別な事情がなく介護保険料を納めない状況が続いている方には、やむを得ず介護サービスの給付を制限する措置をとらせていただいております。

給付制限の対象となった方は、令和元年度は22人、令和2年度は12月末時点で32人でありまして、このうち実際に介護サービスを利用して給付制限となった方につきましては、令和元年度は10人、令和2年度は12月末時点で18人でございます。

なお、給付制限に関する制度の周知につきましては、翌年度に65歳を迎える方を対象として介護保険制度説明会を開催し、各種パンフレットなどを配布して給付制限についての説明会を行っているほか、新規に介護認定や区分変更の決定を行う際には滞納状況を確認し、滞納のある方に対しては相談に応じて、一括納付、あるいは事情に応じた分納を促すなど、介護保険料を納付いただけるように努めているところでございます。

議長（小野寺道雄君） 3番、岡田もとみ君。

3番（岡田もとみ君） お話を聞くと滞納している方、そして給付制限を受けられている方が増加しているという状況になっています。これまでも滞納理由として、高齢者の方々の生活が本当に大変なのだというような理由として一番多いのが負債とか低収入、事業不振、病気という形になっております。やはり、こういった生活困窮による滞納者について、救済措置を講じる必要があるのではないかと思いますが、その点についてはどのようなお考えでしょうか。

議長（小野寺道雄君） 村上事務局長。

事務局長（村上秀昭君） 低所得の方とか、そういった方々につきましては、まず介護保険料の分で

低めに押さえるといいますか、軽減しておりますし、利用料のほうでも、介護度によりますけれども、そういった対応をさせていただいておりますので、そういった中で対応させていただいているということでございます。

議 長（小野寺道雄君） 3 番、岡田もとみ君。

3 番（岡田もとみ君） 軽減措置は第 1 段階とか第 2 段階とか低所得の方々はあるのですが、滞納する方がいるという実態は現状としてあるわけで、滞納してしまう状況になっている方々の暮らしについての相談とかもいろいろ必要になると思うのです。構成市町と連携する形になるかと思うのですが、やはり組合独自ででもそういった軽減策という形で、保険料にはね返らないような対策をとっていく必要があるのではないかと思います。その点についてはどのような対応を考えているのかお伺いしたいと思います。

議 長（小野寺道雄君） 村上事務局長。

事務局長（村上秀昭君） 滞納にならないようにいろいろな相談を受けております。納付相談も無理なく分納していただくとか、まずは滞納にならないように、なったら今度は無理なく分納して、まずは納めていただくということかと思っておりますので、いずれ、構成市町とも連携しながら相談を受けて、つなぐところはつなぐ、こちらで処理する部分は対応するということかと思っております。

議 長（小野寺道雄君） 3 番、岡田もとみ君。

3 番（岡田もとみ君） 利用料や保険料の減免制度をつくるためには、やはり国が一番の責任を持って取り組むべきものだと思います。そういう点では、組合として国への要望という形をしていく必要があるかと思いますが、その点についてはいかがですか。

議 長（小野寺道雄君） 村上事務局長。

事務局長（村上秀昭君） これまでも全国の協議会ですか、そちらのほうに入っておりますので、そちらのほうからも要望させていただいておりますし、今後ものそのような対応をさせていただきたいと思っております。

議 長（小野寺道雄君） 3 番、岡田もとみ君。

3 番（岡田もとみ君） そうした要望というのは、どのくらいのペースで行われているのかお伺いします。

議 長（小野寺道雄君） 村上事務局長。

事務局長（村上秀昭君） 毎年、国のほうに要望させていただいております。

議 長（小野寺道雄君） 3 番、岡田もとみ君。

3 番（岡田もとみ君） 減免制度をつくるという内容もしっかり盛り込んでの要望ということで確認してよろしいでしょうか。

議 長（小野寺道雄君） 村上事務局長。

事務局長（村上秀昭君） 減免制度も含め、その財源となるものは国が責任を持って対応すべきだという内容で要望などを行っているところでございます。

議 長（小野寺道雄君） 3 番、岡田もとみ君。

3 番（岡田もとみ君） ぜひ、具体的内容についても毎年精査して要望していただければと思いますので、よろしくお願いします。

介護サービスについてですが、やはり経済的な理由で介護サービスを受けられないという高齢者をなくすことが必要だと思います。介護保険サービス利用料の軽減制度について、利用

できる施設というものについて紹介をしていただければと思いますが、そういった軽減制度を使える施設について、利用者への周知というのはどのような状況になっているのかお伺いします。

議長（小野寺道雄君） 村上事務局長。

事務局長（村上秀昭君） 利用できる施設については介護保険課長のほうから説明いたしますので、周知の関係を説明させていただきますが、介護サービス利用料の負担軽減策の周知につきましては、高額介護サービス費及び高額医療・高額介護合算制度につきましては、先ほども申しましたが、翌年度に65歳を迎える方を対象に開催する介護保険制度説明会において、パンフレットなどをお配りして負担軽減についての説明を行っているということでございますし、負担軽減の対象となる利用者には個別に制度内容の説明と申請の書類を送付しまして、申請を促しているところでございます。

また、介護サービスの利用を行う場合でございますけれども、介護支援専門員、いわゆるケアマネージャーが利用者の希望するサービスや介護度、身体状況に応じたサービス計画書を作成しますが、利用者の了解を得てサービス事業所に計画書を送り、サービスが提供されるという流れでございます。

ケアマネージャーは、利用者の自己負担が重くならないように、利用者や利用者の家族と話し合いを重ねてサービス計画書を作成していただいているところでございます。このことから、ケアマネージャーを通じて各種軽減制度の周知も行われているというところではございまして、組合のホームページ、あるいは広報紙などとあわせて、実際に介護が必要となった世帯の方、それからこれから介護サービスの利用について検討される世帯の方に対して広く周知をさせていただいているというところでございます。

議長（小野寺道雄君） 猪股介護保険課長。

介護保険課長（猪股浩子君） 先ほど、管理者のほうから答弁申し上げましたとおり、利用に当たっての負担軽減については、高額介護サービス費とか高額医療・高額介護合算制度とか、そういう制度がございます。そちらのほうについてはどの施設であっても利用が可能です。

施設によって利用できる、できないという差が出てきますのは、先ほど御紹介した制度のうち、最後に申し上げました社会福祉法人等による低所得者に対する利用料負担軽減制度、こちらにつきましては利用できる施設が限られてまいります。

その施設ですが、構成市町におきまして社会福祉法人から申し出があった場合に利用者負担軽減制度を利用できることとなります。社会福祉法人等が社会貢献の一環で、生計困難者等に対する介護保険サービスに係る利用者負担額軽減制度を実施したいですと手を挙げていただきまして、それを構成市町のほうで認めまして制度の実施となってまいります。

その施設について、どの施設が利用できるかということにつきましては、先ほどから答弁申し上げておりますとおり、サービス利用を進めます介護支援専門員が利用者の相談に応じながら紹介をしているというところが主なところになってまいります。

議長（小野寺道雄君） 3番、岡田もとみ君。

3番（岡田もとみ君） 社会福祉法人が申し出て利用できる施設というのは、管内の市町にそれぞれ何施設あるのか、つかんでいればこの場で御紹介いただければと思います。

議長（小野寺道雄君） 猪股介護保険課長。

介護保険課長（猪股浩子君） 申しわけありません、今、手元にはその数値はございません。

議長（小野寺道雄君） 3番、岡田もとみ君。

3 番（岡田もとみ君） 軽減制度を利用できるということですが、対象となる要件というのは具体的にはどのような方が軽減制度の対象になるのか御紹介ください。

議長（小野寺道雄君） 猪股介護保険課長。

介護保険課長（猪股浩子君） 軽減の対象者は、まずは市町村民税非課税世帯であって、そして、これから申し上げます全ての要件を満たす方のうち、その方の収入や世帯の状況、そして利用者負担などを総合的に勘案して生計が困難な方として市町村が認めた方及び生活保護受給者となっております。

先に申しあげました全ての要件というのを次から申し上げます。

1つ目には、年間収入が単身世帯で150万円、世帯員が1人ふえるごとに50万円を加算した額以下であること、2つ目には、預貯金等の額が単身世帯で350万円、世帯員が1人ふえるごとに100万円を加算した額以下であること、3つ目には、日常生活に供する資産以外に活用できる資産がないこと、4つ目には、負担能力のある親族等に扶養されていないこと、そして5つ目には、介護保険料を滞納していないこと、以下の要件となっております。

議長（小野寺道雄君） 3番、岡田もとみ君。

3 番（岡田もとみ君） ありがとうございます。

こうした滞納者の利用軽減というのは、利用者はどのくらいの利用料を支払うことになるのでしょうか。

議長（小野寺道雄君） 村上事務局長。

事務局長（村上秀昭君） 利用料ということでありまして、実績を申し上げたいと思いますが、ただいまの社会福祉法人等による低所得者に対する利用料負担軽減制度の実績で申し上げたいと思いますが、対象者数が一関市が81人、それから平泉町が15人、そして補助対象の法人が一関市が8法人、それから平泉町が1法人ということで、市町から法人への補助決定額については一関市が336万6,745円、それから平泉町については55万3,498円ということで、それぐらいの金額が補助されているということです。個別の利用料ということとはなかなかわかりませんが、そういうことでございます。

議長（小野寺道雄君） 3番、岡田もとみ君。

3 番（岡田もとみ君） 利用する側は、自分がどのぐらいの利用料を負担しなければいけないのかというのが一番、利用できるかできないかということにいくかいかないかということになると思うのです。こういう制度があっても自分の負担がわからなくて、きっと高くなるのだろうということで利用を控えているということのないように、先ほどいろいろ広く周知しているということではありましたが、例えば逆算して法人から年額請求されるのだと思いますが、その場合、利用料の四、五十%軽減されるのだとか、例えばですね、そういうことをきちんと伝えるということが大事だと思うのです。そういうところにちょっと心を砕いて、広く周知していただければと思いますのでよろしくお願いいたします。

低所得者の住まいの確保についてですが、これについては、ここをきちんと整備するということは、まだまだ優先される人がいるのだということで、これはまず仕方のないことかとは思いますが、第8期の計画策定の背景としても介護保険サービスの確保のみにとどまらず、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される取り組みの必要性も記載されているところです。このように高齢化が進むことによって、自分の独立した生活が難しいという方々はふえてくると思います。こうした方々をしっかりとつかんで、構成市町の高齢者向けの、例えば公営住宅

の整備などが必要だとかということも意見ができるように対応していただければと思うのですけれども、その点についてはいかがでしょうか。

議長（小野寺道雄君） 村上事務局長。

事務局長（村上秀昭君） いずれ、低所得の方の住まいの確保という部分につきましては、構成市町において対応しているというところが大きいと思います。介護保険の範疇を少し超えている部分もあるというような思いもあるのですが、いずれ、高齢者の方から相談を受ける立場もありますので、そのような中で構成市町とつないでいくということのような対応はさせていただきたいと思っております。

議長（小野寺道雄君） 3番、岡田もとみ君。

3番（岡田もとみ君） ぜひ、よろしくお願いいたします。

入所待ちの期間についてですけれども、先ほど壇上でも御紹介しましたが、早期の入所者がいるのですが、その早期というのが1年以内の入所と、早期というのがいつくらいを早期と見ているのかわからないのですけれども、そのように2つに分類されて107人の状況になっているのですけれども、やはり一番待っている方、家族の方が大変だというのは先が見えないことだと思うのです。少なくとも、待機者の中で早期入所者だと把握している方については、長くても半年以内に入所できるような対応をすべきだと考えるのですが、この点についてはどのような見解をお持ちでしょうか。

議長（小野寺道雄君） 村上事務局長。

事務局長（村上秀昭君） 入所待機者107人のうち、早急に入所が必要な方が66人、そのうち1年程度で入所が必要な方が41人ということで、このような方々は本当に待ち望んでいるのだろーと思っております。いずれ、半年以内とかそういうことは言えないのですけれども、できるだけ早い対応ができるような、そういった対応をできればと思っております。何カ月でとかそういうことはちょっと申し上げられないと思います。

議長（小野寺道雄君） 3番、岡田もとみ君。

3番（岡田もとみ君） 早期入所の待機者を解消していく施設整備というのは、やはり国の責任で特別養護老人ホームを増設していかなければなかなか難しいことだと思います。先ほどから何度も国への要望をしているということでございましたが、この国の責任で特別養護老人ホームを増設するという要望というのは、毎年行っている要望の中にも入っているのでしょうか。

議長（小野寺道雄君） 村上事務局長。

事務局長（村上秀昭君） 具体的に施設整備の関係でということで要望しているということはないと記憶しております。

議長（小野寺道雄君） 3番、岡田もとみ君。

3番（岡田もとみ君） ぜひ、この特別養護老人ホームの増設についても要望に入れていただければと思いますが、いかがでしょうか。

議長（小野寺道雄君） 村上事務局長。

事務局長（村上秀昭君） 要介護者についてはこれからどんどんふえていくという形はあるのですけれども、逆に今度は高齢者の人口は減少に転じていくというような状況もありますので、どこまで施設整備を進めるかということもあろうかと思っておりますので、少し全体を見て、傾向を見て対応しなければならないと思います。

議長（小野寺道雄君） 3番、岡田もとみ君。

3 番（岡田もとみ君） 待機者全員を特別養護老人ホームに入れろと言っているのではなくて、先ほども何回も言っているように、早期の方々はやはり施設入所を急ぐべきだと、その点についての要望なので、そういった観点で特別養護老人ホームの増設も要望に入れていただかなければ、なかなか市町の財政、組合の財政でやるというのは本当に難しいことなので、そういう観点で要望してほしいということなのですが、その点についてはいかがでしょうか。

議長（小野寺道雄君） 村上事務局長。

事務局長（村上秀昭君） 国への要望につきましては当組合だけで対応できるものでもございませんので、全国の会議がありますので、そういった中で話題提供なりをしてまいりたいと思っております。

議長（小野寺道雄君） 3 番、岡田もとみ君。

3 番（岡田もとみ君） これまでも全国と足並みをそろえて要望しているということですが、組合独自で要望するということは難しいことなのでしょうか。

議長（小野寺道雄君） 佐藤副管理者。

副管理者（佐藤善仁君） 今のお話は、介護保険制度に関するというよりは高齢者福祉に関するということに私は伺いましたが、今は特別養護老人ホームのお話でございましたけれども、その前の、例えば介護度が低くて低所得でということ、住まいといったようなこと、つまり、これから日本が高齢化社会を迎える中で、どのような体制でそういった時代を乗り切ればいいのかといった観点からのお話かと承りました。

特別養護老人ホームに関しては、それぞれの設置者が、それぞれの整備主体が判断なさることでもございまして、それをしやすいような状況をつくるということは介護保険の運営上も必要なことでもございます。ただ、そのためにも、入口として介護保険、財政運営一般に関しての支援、そのようなものを地方六団体通じて全面に据えていってございます。そこから先はそれぞれの地域で、特別養護老人ホームという手法がいいのか、あるいはまた別なものがいいのかといったことは議論される場所だと、このように認識をしております。

議長（小野寺道雄君） 3 番、岡田もとみ君。

3 番（岡田もとみ君） 先ほどの低所得者の住まいについて、国へ要望しろとは私は言っていません。構成市町と連携してというようにお話をいたしました。

それで、今言った入所待ちを解消するために、早期の人はなるべく 1 年とか待たせないで対応するために施設の増設が必要だということで、組合独自で要望できないかということを探ねたわけです。それについて回答がないので、何か渋る理由があるのかどうか分かりませんが、ぜひ、そのことも含めて引き続き検討していただければと思います。

人材育成についてですが、新しい施設ができるとどうしても人の奪い合い、引き抜きになっているというのが現場からの本当に苦しいお話を伺っているところですが、実は人材育成の中で、先ほどの答弁でいろいろ研修とか就職の奨励金の対応のお話は聞きましたが、やはりしっかり人材を確保するというためには、受検していただく方をふやさないとふえないと思うのです。毎年、何人くらいが受検して、何人くらいが大体合格しているのか、つかんでいけば御紹介ください。

議長（小野寺道雄君） 猪股介護保険課長。

介護保険課長（猪股浩子君） 今の受検者の人数というところは押さえていないところでございます。

議長（小野寺道雄君） 3 番、岡田もとみ君。

3 番（岡田もとみ君） やはり、整備する施設に必要な新たな介護従事者の人数についても、量のめどをつけながら取り組むことが非常に大事だと感じているところです。とにかく人材確保の上でまずは受検者数をふやすことだと思うのですが、その点について、何か検討はされているのでしょうか。

議長（小野寺道雄君） 村上事務局長。

事務局長（村上秀昭君） やはり、現場をしっかりと知っていただくということが大事かと思っております。これまでも構成市町なりで周知を行ってきておりますので、そのような周知を丁寧にやっていくということしかないかというようには思っております。

議長（小野寺道雄君） 3 番、岡田もとみ君。

3 番（岡田もとみ君） 毎年受検している人を把握しているかということをお伺いしたのですが、その点については把握していないということですね。把握していない中でどういう検討をしていくのかということで、現場を知ってもらうというのはどういうことなのでしょう。

議長（小野寺道雄君） 佐藤介護保険担当参事。

介護保険担当参事（佐藤鉄也君） 構成市町の1つであります一関市の取り組みということで、啓発関係のことで御紹介させていただきます。

1つには、介護の仕事の啓発と理解を図るためということでパンフレットの作成、職場体験、出前講座等を行っているところであります。具体的には、ケアチャレンジの共催ということで実施しておりますし、また、福祉職進路選択セミナー、こちらのほうの共催であるとか、先ほど申し上げました魅力発信パンフレットの作成、普及ということを進めているところでございます。

また、介護事業所との意見交換会、これは状況確認ということになりますけれども、あとは岩手県立千厩高等学校と連携いたしまして介護体験事業、こういったところを実施して、介護の仕事、そういったことの周知、そのようなものを進めているところでございます。

議長（小野寺道雄君） 3 番、岡田もとみ君。

3 番（岡田もとみ君） いろいろ奨励金や研修会、講演会などを行っているというのはわかっているのですが、そういったことをやる中で受検者数をふやすことに結びつける、その働きかけをしていただきたいということをお願いしているわけです。ですから、現場を知っていただきたいですね、当局のほうにも。そういった講演会などを受けた人にぜひ受検してほしいということを働きかけていただきたいということです。

人材確保のためには、介護労働者の処遇改善というのも欠かせないということは現場からもずっと出ています。処遇改善を行うためには、国費の投入や介護報酬の増額が何よりも大事なもので、その点について国へ要望項目として盛り込んでいるのか確認します。

議長（小野寺道雄君） 村上事務局長。

事務局長（村上秀昭君） 今の話では要望はしていないということでございます。

議長（小野寺道雄君） 3 番、岡田もとみ君。

3 番（岡田もとみ君） 国へ要望していると言っている割には、本当に現場で一番必要なことが漏れているという状況になっています。ぜひ、よりよい介護を提供するための負担増を、利用料や保険料、そして処遇改善、そういった負担増を利用者にはね返さないためにも公費を投入するしかないのですから、介護現場を支えて利用者、家族の健康と暮らしを守っていくためにも、一関地区広域行政組合として国へ公費負担の増額を求めていただくようお願いして質問とさせていただきます。

以上です。

議長（小野寺道雄君） 岡田もとみ君の質問を終わります。

以上で一般質問を終わります。

午後 2 時15分まで休憩します。

休憩 午後 1 時58分

再開 午後 2 時15分

議長（小野寺道雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

小川監査委員ほか 1 名から監査報告書の取り下げの申し出及び監査報告書 1 件を受理しましたが、印刷物によりお手元に配付していますので、これにより御了承願います。

日程第 5、議案第 1 号、一関地区広域行政組合介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

議案の朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。

佐藤副管理者。

副管理者（佐藤善仁君） 議案第 1 号、一関地区広域行政組合介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由を申し上げます。

本案は、令和 3 年度から令和 5 年度までの第 8 期介護保険事業計画期間における介護保険料率を定めるなど、所要の改正をしようとするものであります。

なお、事務局長から補足説明させます。

議長（小野寺道雄君） 村上事務局長。

事務局長（村上秀昭君） それでは、議案第 1 号、一関地区広域行政組合介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、補足説明を申し上げます。

初めに、参考資料をごらん願いたいと思います。

介護保険料について、説明を申し上げます。

基準月額につきましては、現行の 5,962 円を第 8 期介護保険事業計画においては 6,167 円としまして、第 1 段階から第 11 段階までの年額保険料を表のとおり改正しようとするものでございます。

なお、所得段階が第 1 段階から第 3 段階までの被保険者の保険料については、第 7 期計画に引き続き、軽減強化を行うものでございます。

また、合計所得金額の基準について、介護保険法施行規則の改正によりまして、第 7 段階の合計所得金額 120 万円以上 200 万円未満を 120 万円以上 210 万円未満に、それから第 8 段階の合計所得金額 200 万円以上 300 万円未満を 210 万円以上 320 万円未満に、第 9 段階の合計所得金額が 300 万円以上 400 万円未満を 320 万円以上 400 万円未満に改めるものであります。

次に、議案の 1 ページをごらんいただきたいと思います。

第 5 条は、令和 3 年度から令和 5 年度までの第 8 期介護保険事業計画期間中の第 1 号被保険者の介護保険料を改正するものでございます。

第 1 項第 6 号アにつきましては、介護保険法施行令の改正によりまして、合計所得金額から差し引く長期譲渡所得及び短期譲渡所得の特別控除の対象に、低未利用土地などの譲渡に係る特別控除を加えるものでございます。

4 ページをお開き願います。

附則第 9 条は、令和 3 年度から令和 5 年度までの保険料率の算定に関する基準の特例でありますが、所得税法の改正によりまして、令和 2 年分の所得から給与所得控除額及び公的年金等控

除額がそれぞれ10万円引き下げられたことから、被保険者に不利益が生じないように、介護保険料の所得段階の判定に用いる合計所得金額において10万円を控除するものでございます。

施行期日につきましては、令和3年4月1日であります。

5ページとなりますが、経過措置につきましては、改正後の第5条の規定は、令和3年度以降の年度分の保険料について適用し、令和2年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例によるものでございます。

以上であります。よろしくお願いいたします。

議 長（小野寺道雄君） これより質疑を行います。

質疑の回数は3回以内となります。

6番、藤野秋男君。

6 番（藤野秋男君） この改定によって基準月額が5,962円から6,167円に引き上げられます。このことによって確保しようとしている財源は幾らになるのかと、引き上げによって確保される財源は幾らになるのかと。また、被保険者の1人当たり所得に占める負担率というのはどれぐらいになるのか、どう変わるのか、その辺についても御紹介をお願いいたします。

2点目は、滞納状況が非常に懸念されると思ったのですが、このことについては先ほど岡田議員の一般質問で当局が答弁していますので、了といたします。

3点目として、据え置きをするなど軽減策が必要だったのではないかと思います。ただ、必要な保険制度ですから、当然財源が伴います。唯一軽減策をとろうとすれば、構成市町の老人福祉計画、高齢者計画のさらなる充実でカバーするという方法が唯一とれるのかと、もちろん国に要望していくということは大前提で今お話ししているわけですが、その辺についての検討というか、話し合いとか、そういうものは持たれなかったのか、あくまでも財源不足が生じるということで引き上げられたということでは、なかなか今後も高齢化率が進む中で懸念されるものですから質問をいたしております。よろしくお願いいたします。

議 長（小野寺道雄君） 村上事務局長。

事務局長（村上秀昭君） 私のほうからは、負担率の関係のところを御説明させていただきたいと思っています。

保険料の算定に用いる収入額、所得額については、第1段階から第5段階までは合計所得金額と課税年金収入額の合計額となりますし、第6段階から第11段階までは合計所得金額を用いてございます。さらに、本人とその世帯員の市町村民税の課税状況によりまして保険料を算定しておりますことから、同じ所得であっても保険料に差が生じるということでございます。

保険料の基準となります第5段階の列を例にしますと、令和2年度の保険料算定に用いました被保険者1人当たりの合計所得金額と課税年金収入額の合計額の平均につきましては、120万7,999円でございます。これに占める第8期の介護保険事業計画の保険料、こちらのほうは7万4,000円となりまして、割合は6.1%でございます。

それから、第7期の介護保険事業計画の初年度の第5段階では、被保険者1人当たりの合計所得金額と課税年金収入額の合計額の平均については117万1,591円となりまして、これに占める第7期計画の保険料7万1,500円の割合は、第8期計画と同じ6.1%でございます。

このほかの所得段階におきましては、第7期と同率か0.1ポイントから0.3ポイントの増ということになったところでございます。

財源の関係は介護保険課長のほうから答弁させていただきます。

議長（小野寺道雄君） 猪股介護保険課長。

介護保険課長（猪股浩子君） 令和３年度の予算で見えます、保険料の予算額でございますが、270万円ほどを見ております。それに介護総務費基金繰入金のほうから令和元年度と比較いたしますと6,310万円ほど減額しております。

議長（小野寺道雄君） 村上事務局長。

事務局長（村上秀昭君） 保険料の検討につきましては、第８期介護保険事業計画期間においても、要介護、要支援認定者の増加に伴いまして給付費の増加が見込まれるということで、当初は介護保険料の基準月額528円ほどの増額というような見込みでございました。介護給付費準備基金の繰入額を第７期では約４億円繰り入れておりましたけれども、第８期については１億円ふやして５億円ということにさせていただいて保険料の圧縮をしたということで、据え置きまでにはいかなかったのですけれども、圧縮のほうはさせていただいたということでございます。

議長（小野寺道雄君） 藤野秋男君の質疑を終わります。

以上で質疑を終わります。

お諮りします。

本案は討論を省略し、直ちに採決を行うことに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（小野寺道雄君） 異議なしと認めます。

よって、討論を省略し、直ちに採決を行うことに決定しました。

これより採決を行います。

議案第１号、本案賛成者の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（小野寺道雄君） 起立満場。

よって、議案第１号は、原案のとおり可決されました。

議長（小野寺道雄君） 日程第６、議案第２号、一関地区広域行政組合指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定についてから、日程第９、議案第５号、一関地区広域行政組合指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定についてまで、以上４件を一括議題とします。

議案の朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。

佐藤副管理者。

副管理者（佐藤善仁君） 議案第２号、一関地区広域行政組合指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由を申し上げます。

本案は、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める厚生労働省令の改正に伴い、事業者に対して感染症の予防及びまん延の防止のための取り組みを義務づけるなど、所要の改正をしようとするものであります。

なお、事務局長から補足説明させます。

次に、議案第３号、一関地区広域行政組合指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由を申し上げます。

本案は、指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める厚生労働省令の改正に伴い、事業者に対して感染症の予防及びまん延の防止のための取り組みを義務づけるなど、所要の改正をしようとするものであります。

なお、事務局長から補足説明させます。

次に、議案第4号、一関地区広域行政組合指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由を申し上げます。

本案は、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める厚生労働省令の改正に伴い、事業者に対して感染症の予防及びまん延の防止のための取り組みを義務づけるなど、所要の改正をしようとするものであります。

なお、事務局長から補足説明させます。

次に、議案第5号、一関地区広域行政組合指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由を申し上げます。

本案は、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める厚生労働省令の改正に伴い、事業者に対して感染症の予防及びまん延の防止のための取り組みを義務づけるなど、所要の改正をしようとするものであります。

なお、事務局長から補足説明させます。

以上であります。よろしくお願いいたします。

議 長（小野寺道雄君） 村上事務局長。

事務局長（村上秀昭君） それでは、議案第2号から議案第5号までの条例の一部を改正する条例の制定について、補足説明を申し上げます。

参考資料の1ページをごらんいただきたいと思います。

初めに各議案で対象としておりますサービスについて説明を申し上げまして、次に改正内容について説明を申し上げます。

まず、2のサービスの区分でございますが、（1）議案第2号の居宅介護支援につきましては、要介護1から5の方に対する居宅サービス計画を作成するものでございます。

（2）議案第3号の介護予防支援につきましては、要支援1、2の方と基本チェックリストにより対象となった方に対する介護予防サービス計画を作成するものであります。

（3）の議案第4号の地域密着型サービスについては、要介護1から5の方に対するサービスで、詳しくは表1に記載のとおりでございます。

（4）の議案第5号の地域密着型介護予防サービスについては、要支援1、2の方に対するサービスで、詳しくは表2に記載のとおりでございます。

2ページをお開き願います。

次に、改正内容について説明を申し上げます。

3の（1）のサービス区分と改正の要旨でございます。

表の左端の列には改正の要旨を、先頭の行には経過措置、それから議案番号ごとのサービスの種類の順に記載しておりまして、改正の要旨とサービスの種類が交差する箇所に対応する条項を記載してございます。

アの感染症や災害への対応に関する改正でございますが、感染症や非常災害の発生時における業務継続の計画策定などを義務づけるもの、それから、避難訓練に当たっては地域住民との連携に努めるよう求めるもの、それから、事業所における感染症の発生、または、まん延防止に必要な措置を義務づけるものでございます。

イの地域包括ケアシステムの推進に関する改正でございますが、事業所に対して、医療、福祉関係の資格を持たない従業者に認知症介護基礎研修を受講させることを義務づけるもの、それから、ユニットの定員を緩和するものなどでございます。

3 ページをお開き願います。

ウの自立支援・重度化防止の取り組みの推進に関する改正でございますが、栄養管理及び口腔衛生の管理を強化するものでございます。それから、国が公表する介護給付費や要介護認定の状況、その他必要な情報を活用し、適切かつ有効にサービスを提供するよう求めるものでございます。

4 ページをお開き願います。

エの介護人材の確保・職場の革新に関する改正でございますが、職場におけるハラスメントの防止に必要な措置を義務づけるもの、それから、事業所が利用者や関係機関などを行う会議について、利用者や家族の同意を得て、テレビ電話装置等を利用して実施することを可とするものなどでございます。

5 ページをお開き願います。

②になりますが、運営規程等重要事項を記載した書面を事業所内に備えつけ、閲覧可能な状態にしておくことで掲示にかえることを可とするもの、その下、事業所が作成や保存、交付などをする書面にかえて電磁的記録によりこれを行うことを可とし、その範囲を明確化するものでございます。

6 ページをお開き願います。

オの制度の安定性・持続可能性の確保に関する改正であります。事業所と同一の建物に居住する利用者以外の者に対しても適正なサービスを提供するよう求めるものでございます。

カのその他の改正であります。虐待防止のために必要な体制の整備を行い、従業者に対する研修の実施などを義務づけるもの、それから、事業所の運営規程に定める事項に「虐待防止のための措置に関する事項」を加えるもの、それから、虐待の発生、またはその再発防止に必要な措置を義務づけるものなどでございます。

7 ページをお開き願います。

(2) は字句の修正、表記の統一でございます。

(3) の施行期日でございますが、各条例とも令和3年4月1日であります。

(4) の経過措置であります。改正後の各条例の規定は、令和3年度以降の基準について適用し、令和2年度以前の基準については、なお従前の例によるものであります。

このほかの経過措置は資料のとおりでございます。

以上であります。よろしくお願いいたします。

議 長（小野寺道雄君） これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（小野寺道雄君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りします。

本案は討論を省略し、直ちに採決を行うことに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長(小野寺道雄君) 異議なしと認めます。

よって、討論を省略し、直ちに採決を行うことに決定しました。

これより採決を行います。

採決は個別に行います。

初めに、議案第2号、本案賛成者の起立を求めます。

(賛成者起立)

議 長(小野寺道雄君) 起立満場。

よって、議案第2号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第3号、本案賛成者の起立を求めます。

(賛成者起立)

議 長(小野寺道雄君) 起立満場。

よって、議案第3号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第4号、本案賛成者の起立を求めます。

(賛成者起立)

議 長(小野寺道雄君) 起立満場。

よって、議案第4号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第5号、本案賛成者の起立を求めます。

(賛成者起立)

議 長(小野寺道雄君) 起立満場。

よって、議案第5号は、原案のとおり可決されました。

議 長(小野寺道雄君) 日程第10、議案第6号、令和3年度一関地区広域行政組合一般会計予算及び日程第11、議案第7号、令和3年度一関地区広域行政組合介護保険特別会計予算、以上2件を一括議題とします。

議案の朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。

佐藤副管理者。

副管理者(佐藤善仁君) 議案第6号、令和3年度一関地区広域行政組合一般会計予算について、提案理由を申し上げます。

予算書の1ページをお開き願います。

本案は、一般会計予算について、歳入歳出予算の総額を27億3,064万2,000円と定めようとするものであります。

4ページをお開き願います。

目的別歳出額は、第1表のとおりで、議会費309万9,000円、総務費6,025万9,000円、衛生費26億267万1,000円、公債費5,461万3,000円、予備費1,000万円といたしました。

これを賄う財源といたしましては、2ページとなりますが、分担金及び負担金23億813万9,000円、使用料及び手数料1億9,099万8,000円、国庫支出金6,929万9,000円、財産収入592万7,000円、寄附金1,000円、繰入金1億2,000万円、繰越金1,000円、諸収入3,627万7,000円を見込みました。

5ページをお開き願います。

第2表、継続費につきましては、エネルギー回収型一般廃棄物処理施設環境影響評価事業及び

一般廃棄物最終処分場生活環境影響調査等事業について、継続費を設定しようとするものであります。

また、戻りまして、1ページとなりますが、一時借入金の借り入れの最高額は1億円といたしました。

なお、事務局長から補足説明させます。

次に、7ページをお開き願います。

議案第7号、令和3年度一関地区広域行政組合介護保険特別会計予算について、提案理由を申し上げます。

本案は、介護保険事業に要する経費として、事業勘定につきましては、歳入歳出予算の総額を164億2,905万6,000円、また、サービス勘定につきましては、歳入歳出予算の総額を3,367万1,000円と定めようとするものであります。

事業勘定の歳入歳出予算の款項ごとの金額は8ページから10ページまで、サービス勘定の歳入歳出予算の款項ごとの金額は11、12ページ、それぞれ第1表のとおりであります。

また、戻りまして、7ページとなりますが、一時借入金の借り入れの最高額は10億円といたしました。

なお、事務局長から補足説明させます。

以上であります。よろしくお願いいたします。

議長（小野寺道雄君） 村上事務局長。

事務局長（村上秀昭君） それでは、議案第6号、令和3年度一関地区広域行政組合一般会計予算について、及び議案第7号の令和3年度一関地区広域行政組合介護保険特別会計予算について、補足説明を申し上げます。

説明は、一般会計、特別会計の順に、初めに歳出について予算の概要で、次に歳入について予算書で申し上げます。

まず、一般会計予算の歳出であります。予算の概要の14ページをお開きいただきたいと思います。

3款1項1目、生活環境対策費につきましては、各清掃センター周辺の住民の皆様との公害防止などに関する会議の開催のほか、施設周辺住民の多項目検診などを行うものでございます。

15ページとなりますが、一般廃棄物処理施設等整備調査事業費につきましては、エネルギー回収型一般廃棄物処理施設及び新最終処分場を整備するため、住民説明会などを実施するものでございます。

3款2項1目、火葬場管理費につきましては、釣山斎苑、千厩斎苑の管理費でありまして、整備計画により火葬炉設備補修工事を実施するものでございます。

3款3項1目、一関清掃センター費のごみ焼却施設管理費、リサイクルプラザ管理費につきましては、整備計画により燃焼設備等補修、プラント設備整備工事などを実施するものでございます。

17ページとなりますが、3款3項2目、大東清掃センター費のごみ焼却施設管理費、リサイクル施設管理費につきましては、整備計画により2号ごみ破碎機高低速シャフト交換、それから、粗破碎機等整備工事などを実施するものでございます。

18ページをお開き願います。

3款3項6目、一般廃棄物処理施設整備事業費につきましては、エネルギー回収型一般廃棄物

処理施設及び新最終処分場の整備費でありまして、地形測量調査、地質調査、環境影響評価などを実施するものでございます。

19ページとなりますが、3款4項1目、一関清掃センター費及び2目川崎清掃センター費のし尿処理施設管理費につきましては、整備計画により、し尿処理施設の高負荷脱窒素処理設備整備などを実施するものでございます。

次に、介護保険特別会計の事業勘定の歳出でございますが、予算の概要の21ページをお開き願います。

1款3項1目、認定審査費につきましては、介護認定審査会について、委員報酬や主治医意見書作成料などを見込んだものでございます。

22ページをお開き願います。

2款1項1目、介護サービス費は、要介護1から5の方が利用したサービスに対する給付でございます。

2款1項2目、介護予防サービス費につきましては、要支援1及び2の方が利用したサービスに対する給付でございます。

3目、審査支払手数料につきましては、介護報酬請求内容の審査や介護サービス事業者への支払業務に対する国民健康保険団体連合会への手数料でございます。

4目、高額介護等サービス費は、同じ月に利用した介護サービス利用者の自己負担額が限度額を超えた場合に、超えた分を給付するものでございます。

5目、高額医療合算介護等サービス費につきましては、同一世帯内で介護保険と医療保険の両方を利用し、自己負担の合計額が限度額を超えた場合に、超えた分を給付するものでございます。

6目、特定入所者介護サービス費は、介護保険施設などの居住費と食費が、所得や資産に応じた自己負担額を超えた場合に、超えた分を給付するものでございます。

23ページとなりますが、3款1項1目介護予防・生活支援サービス等事業費につきましては、要支援1及び2の方や基本チェックリストにより生活機能の低下が見られた方を対象として実施するものであります。サービスAは、介護予防給付の基準緩和による短時間のサービスに対する給付でございます。

次の、一般介護予防等事業費につきましては、介護予防事業のうち、訪問型サービス事業と通所型サービス事業の一部、一般介護予防事業を構成市町へ委託して実施するものであります。

サービスBは、住民ボランティア団体が行う生活支援サービスでありまして、サービスCは、保健、医療の専門職が行う短期集中型予防サービスであります。

24ページをお開き願います。

3款2項1目、包括的支援事業費につきましては、介護予防ケアマネジメントや総合相談、権利擁護などの地域包括支援センターの運営を社会福祉法人などに委託して行うものでございます。

次の任意事業費につきましては、構成市町への委託により、家族介護者支援事業、配食・給食サービス事業などを実施するものであります。

次に、サービス勘定の歳出であります、予算の概要の25ページをお開き願います。

1款1項1目介護予防支援事業費につきましては、介護予防ケアプランの作成について、直営2,012件、居宅介護支援事業所への委託5,390件を見込んだところであり、サービス調整、評価、給付管理などを行うものでございます。

次に、一般会計予算の歳入であります、予算書の14、15ページをお開き願います。

1 款 1 項分担金につきましては、均等割、人口割及び施設の利用割によるものでございます。

2 項負担金につきましては、エネルギー回収型一般廃棄物処理施設及び新最終処分場の整備に係るごみ処理施設整備費負担金及び地方債の償還に係る負担金で、負担割合は人口割でございます。

なお、構成市町ごとの分担金及び負担金の額並びに構成比につきましては、一関市が21億5,670万9,000円で93.44%、平泉町が1億5,143万円で6.56%でございます。

16ページ、17ページをお開き願います。

3 款 1 項国庫補助金につきましては、各清掃センターにおける排気ガスなどの放射性物質濃度測定に対する補助金であり、ごみ処理施設整備に対する補助金であり、3 款 2 項、委託金につきましては、原子力発電所事故由来の指定廃棄物の保管に伴う放射線量測定等に係る委託金であります。

18ページ、19ページをお開き願います。

6 款 1 項、基金繰入金につきましては、一関清掃センター、大東清掃センター及び川崎清掃センターの補修工事などの財源とするものでございます。

次に、介護保険特別会計の事業勘定の歳入でございますが、予算書の51ページをお開き願います。

1 款、保険料につきましては、第8期介護保険事業計画に伴う介護保険料の改定により、増額と見込んだところでございます。

2 款、分担金につきましては、均等割、高齢者人口割及び介護給付などの実績割によるものでございます。

なお、構成市町ごとの分担金の額及び構成比につきましては、一関市が23億9,631万8,000円で94.08%、平泉町が1億5,074万7,000円で5.92%であります。

52ページをお開き願います。

4 款、国庫支出金から54ページ、6 款県支出金までは、介護給付費などに係る国県等支出金でございます。

55ページとなりますが、8 款 1 項介護給付費準備基金繰入金につきましては、介護保険料の年度間調整分の取り崩しでございます。

次に、サービス勘定の歳入でございますが、予算書の76ページをお開き願います。

1 款、サービス収入につきましては、介護予防サービス計画費収入でありまして、介護予防ケアプラン作成7,402件、前年度比で77件の減と見込んだところであります。

以上であります。よろしくお願いいたします。

議 長（小野寺道雄君） これより質疑を行います。

なお、当初予算に係る議案の質疑時間は、質疑、答弁合わせて45分以内とします。

一問一答方式の場合は、回数の制限は設けませんが、質疑に当たっては答弁時間を考慮され質疑されるようお願いします。

12番、金野盛志君。

12 番（金野盛志君） 議案第6号について、2点伺います。

予算の概要の中の14ページ、3 款 1 項 1 目衛生総務費、生活環境対策費の中の一般廃棄物処理施設周辺の方々の健康診断について伺います。

この予算は、何人の方を対象としてこの予算が組み立てられているのか伺います。

それから、18ページの3款3項6目の施設整備費、一般廃棄物処理施設整備事業費、この中の新規のところではPFI導入可能性調査というのが新規として計上になっていますけれども、現時点でのこの考え方の概要、そうしたものがあれば答弁をお願いいたします。

以上です。

議長（小野寺道雄君） 村上事務局長。

事務局長（村上秀昭君） 私のほうからはPFIの関係を答弁させていただきます。

新施設の事業方式につきましては、近年は一般廃棄物処理施設の建設、運営において、公設公営方式だけではなくて、民間の技術力や資金調達力を導入して、効率的な事業運営に取り組む動きが多くなっております。

このような官民協力の形態には、民間が資金調達をし、施設の建設や運営を行うPFI方式がありますとか、市町村や一部事務組合が資金調達をして民間が施設の建設、それから運営まで行うDBO方式、そういったものがございます。そのようなさまざまな方式がございます。

これらの方式につきましては、どのような事業方式が選択可能かを整理して、地域の実情のほか、事業の安定性、あるいは経済性、事業者の意向などを総合的に勘案して、事業方式の比較評価をするPFI導入可能性調査というものをを行った上で施設整備検討委員会において検討し、令和3年度中に方向性を示したいと考えております。

ですので、内容的には施設整備検討委員会でこれからということになりますし、このPFI導入可能性調査につきましては、施設の整備の財源と見込んでおります循環型社会形成推進交付金、これの必須条件、これをやるのが必須条件となっております。

議長（小野寺道雄君） 菅原大東清掃センター所長兼川崎清掃センター所長。

大東清掃センター所長兼川崎清掃センター所長（菅原彰君） 健康診断の令和3年度の対象人数ですが、大東清掃センターの管内においては194人、東山清掃センターにおいては81人を対象とした予算となっております。

議長（小野寺道雄君） 12番、金野盛志君。

12番（金野盛志君） この健康診断については、その周辺に住んでいる方々からは評価をいただいていると私は思っています。そうした中で、この健康診断が、新しい施設が令和8年稼働ということになれば、その間に行ってもらえると思うのですが、ただ、ソフトランディングということを考えたときに、市の行っている健康診断とか人間ドック事業とかありますよね、そうしたところに移行していただくような、そういう提案といいますか、地域の方々と今のうちから話し合いをしていったほうがいいのではないかなと思うのですが、いかがでしょうか。

議長（小野寺道雄君） 村上事務局長。

事務局長（村上秀昭君） 健康診断の実施方法の関係でございしますが、これまで公害防止対策協議会などの施設運営組織、あるいは施設周辺の住民の皆様の見解をいただきながら実施してきているところでございます。施設周辺住民の皆様からは、検診の内容とか実施場所については、これまでと同じ形で継続するよう要望はいただいているところではありますけれども、現時点では他の検診への切りかえ、あるいは場所の変更というものは予定はしていないところでありますけれども、今後の健康診断の実施方法、あるいは場所については施設運営組織、こちらのほうの御意見を改めて伺って検討したいと考えております。

議長（小野寺道雄君） 12番、金野盛志君。

12番（金野盛志君） もちろん、組合のほうから一方的にこうなりましたという話はうまくないわ

けで、いずれ、新しい施設に移った場合のことを考えたときに、どのようにやっていきたいと思いますかというような提案は、もう始めていかなければならないのではないかと思いますので、よろしくお願いします。

それから、2つ目のPFIの話で、最近ですと東北地方では能代山本というところでこういうものを、大体一関と同じ規模のものを始めていますけれども、今想定されている中での初期投資額というのは幾らと見込んでいますか。最初ですよ。

議長（小野寺道雄君） 村上事務局長。

事務局長（村上秀昭君） 具体的に算定はできておりませんが、他の事例等を考慮しますと、建物を建てる分では85億円とか90億円とか、そのようなところではないかと見込んでおります。

議長（小野寺道雄君） 12番、金野盛志君。

12番（金野盛志君） 現実の問題とすれば、先ほど局長がお話しになったように、いわゆるDBO方式ですか、そういう形が一番公設民営の形ではなじむのかと思うのですが、それと同じくらいに維持管理費が、これは年数によりますけれども、維持管理費というのにも相当な金額がかかるといわれておりますけれども、今想定されている維持管理の年数とそれに要する費用というのはどの程度見込んでおりますか。

議長（小野寺道雄君） 村上事務局長。

事務局長（村上秀昭君） 新処理施設の運転管理期間につきましては大体30年から40年を見込んでございます。運転管理などを委託するとした場合の期間については、事業方式が決定しておりませんので何とも申し上げられないのですが、参考までに近年の全国的な採用の中でお話をさせていただきますと、前期が20年程度で委託して、そこで基幹改良をするというような形が多いようでございます。あとは運営費的な部分につきましては、全国的な平均的なところということで大体80億円とか、平均的なところではそういう金額が弾き出されているようであります。

議長（小野寺道雄君） 12番、金野盛志君。

12番（金野盛志君） そのとおりで、大体初期投資額と同じぐらいが20年間の維持管理費といわれています。限られた財源ですので、もちろん組合にとっても最善の方法というのをぜひ検討いただくようお願いいたします。

以上で終わります。

議長（小野寺道雄君） 金野盛志君の質疑を終わります。

7番、佐藤浩君。

なお、図画図書の使用の申し出があり、これを許可しております。

7番（佐藤浩君） それでは、私のほうからは3款3項1目一関清掃センター費、ごみ収集運搬事業費についてお伺いします。

この中で一般廃棄物収集運搬委託料2億1,543万8,000円ということで、一関清掃センター管内の地域のごみ収集ということでございますけれども、この中の委託料、まず、第1に委託業者がどのくらいあるのか、委託業者の数、それから業者への委託の内容ですね、要はごみ収集の際の各会社への委託の内容が統一された内容でやっているのか、そのことをお伺いしたいと思います。

次に、3款4項1目、それから3款4項2目、一関清掃センター費と川崎清掃センター費、同じくでございますけれども、し尿処理施設管理費でございます。

この予算書については、し尿処理及び汚泥の処理という項目になっておりますけれども、私のほうでは、し尿処理及び浄化槽汚泥の搬入量の推移をお聞かせ願いたいと思います。というのは、

構成市町の現行水洗化率等々がかかわってくる話だと思いますので、その辺の推計をどのように見込んでいるのか、まずお伺いしたいと思います。

議長（小野寺道雄君） 村上事務局長。

事務局長（村上秀昭君） ごみ収集運搬事業費についてでございますが、家庭ごみの収集運搬業務につきましては、一関市及び平泉町の全域で8社に委託しております。そのうち、一関地域の収集については、可燃ごみが3社、不燃ごみが3社、資源ごみが3社ということで委託をしているところでございます。

それから、収集運搬業務の仕様でございますけれども、委託している8社とも共通の仕様としていただいております。

なお、収集に直接携わる作業員を対象とした研修などは委託業務に含めております。

それから、し尿処理施設管理費の関係でございますけれども、将来的な搬入量の見込みでございます。平成30年度に策定しました一般廃棄物処理基本計画では、人口減少に伴いまして全体の搬入量は減少すると。うち、し尿の搬入量は、人口減少及び公共下水道や合併処理浄化槽の普及により大きく減少し、浄化槽汚泥の搬入量は合併浄化槽の普及により増加すると、そのような見通しを立てたところでございます。

平成29年度以降の3年間に限らず傾向を見ますと、例えば平成25年度におけるし尿の搬入量の搬入実績は7万2,773キロリットルであったものが、令和元年度につきましては6万1,984キロリットルということで、6年間で1万789キロリットル、14.8%減と大きく減少してございます。

それに対して、浄化槽汚泥の搬入実績でございますが、平成25年度の1万5,734キロリットルに対して令和元年度につきましては1万5,643キロリットルということで、ほぼ横ばい状態にはございます。人口減少のほか、構成市町における汚水処理事業の動向が大きく影響してくるということになります。

今後は構成市町の汚水処理計画と整合を図りながら施設管理をしていきたいと考えております。

議長（小野寺道雄君） 7番、佐藤浩君。

7 番（佐藤浩君） ありがとうございます。

それでは、ごみ収集運搬の関係ですけれども、分別ということで、私も分別については非常に関心を持ってやっているとありますが、収集車が来てその集積所から持っていく際に、これは何々だから持っていきませんと袋にシールを張っています。これはわかります。そのようなものが、ある地域では同じ状況のものが回収されて、ある地域では回収されていないという、これはその行政間、自治会の中での話の中で出てきます。そうすると、要は収集に当たっている方が自分の判断で持っていったり持っていかなかったりということになるのかと、その結果、残ったものはセンターのほうに行っているはずですが、何でこれを持っていかないのだとか、何でこれは置いていかれたのだということで、恐らくそのような話は出ていると思います。

そういった意味で、私が確認したいのは、その事業者が委託契約する際の回収の仕方について、どこまでセンターのほうで指導なさっているのか、例えば、確かに分別収集のテキストによれば、これはだめだけれども、少しこれが入っているから持って行ってやるかと思うのか、あるからだめですと切ってしまう担当の方がいるとすれば、その辺、センター側からの指導というか、そういったものがあっていいのかと思うのです。そのような苦情がどんどんいっていると思うので、その辺、ちょっと具体的にまずお聞かせ願いたいと思いますけれども、いかがですか。

議長（小野寺道雄君） 村上事務局長。

事務局長（村上秀昭君） 家庭ごみの収集の関係で、収集する作業員につきましては、各家庭からごみ集積所に排出された廃棄物が正しく分別されているかどうか確認をして、正しく分別されていないものについては、収集しない理由を記載した黄色い紙ですね、イエローカード、そちらのほうを指定ごみのほうに張りつけて集積所に残すこととさせていただいております。

この取り扱いは、間違った分別をしていることをお知らせすると、そして改善していただくということが目的でございまして、分別、排出ルール of 徹底を図って、ごみの減量化、資源化に結びつけようという思いでございます。

それから、可燃ごみ、不燃ごみの場合は、例えば分別が正しくされていないまま回収するとなりますと、ごみ収集車の発火事故であるとか処理施設での事故、設備の故障につながるおそれもあるということもございますし、さらに言えば、資源ごみの場合は、選別作業員の事故につながるおそれもありますし、異物が混入しますと資源物が資源化できないということにもつながるということで、誤った分別をしたごみをそのまま収集するということは、正しく分別していただいている多くの皆様の努力を意味のないものにしてしまうというおそれもありますので、そのような扱いにさせていただいておりますが、確かに収集する作業員の収集するレベルといいますか、かげんといいますか、委託の中では作業員に研修をするようにということで含めておりますけれども、業者間のレベルの調整といいますか、そういったところは、今考えればできていないという部分はありますけれども、いずれ、お叱りをいただく電話とかをいただいたときには、情報共有しながら改善していくような形では対応はさせていただいておりますけれども、今はそういう状態ですので、もう少し収集業者の打ち合わせ会とか、そういうことがありますので、そういった中で改善を指導してまいりたいと思います。

議長（小野寺道雄君） 7番、佐藤浩君。

7 番（佐藤浩君） まさに、業者間によって違うのかという面はある、これは仕方ないという思いはします。ただ、私どもが家庭からごみを出す際には、先ほど申したように、分別をきちんとし出して出したいと思って出していますけれども、間違っ て出す場合もあります。その間違っ て出す原因の1つが、こちらに平成21年に作成したごみの分け方・出し方テキスト、これは平成21年です。この平成21年に出されたこれが一関市民、平泉町民の方々にとってはバイブルなのです。これが一番見やすく、これで分別したりしているという実態です。ところが、平成21年です。もう10年以上たっていて、中身が若干異なっています。

これと、今、各家庭にあるのがごみの分け方・出し方のダイジェスト版、それから、これはよくなったと思うけれども、雑紙の出し方、これらをバイブルとして私どもがごみを分別して出しているわけですが、一番使いやすいこのテキストが古い。ところが、年配の方々はこのを見てやっている方が多いのです。とすると、3款1項1目にごみ分別徹底チラシ配付という予算も今年度は出ていますけれども、そういうことで行政組合で私は質問しているのですけれども、正しい分別方法を求めるのであれば、そういったものもやはり改定していかなければならないと思います。

私どもの自治会、区内においても分別作業はしっかりやろうと言っているけれども、道路が幹線道路だとかどこからかわからないものが収集所に入ってきている。過去には花泉地域の油島地区でもそんな話があったと。ところが、ごみをただ置いていかれるだけで、指定ごみ袋にも入っているわけではない。そうすると、そこの集積所を管理している自治会なりが苦労していると、このような実例もあるわけですが、各自治会のほうではそれらをあえて分けて出しているよ

うですけれども、個人、個人には分別に協力しようという思いがあるけれども、間違っただけに出したときに、先日は燃えないごみの日に、缶に穴を開けていたものが1個か2個入っていた。そこには缶の日に焼けてくださいと、燃えないごみの中に缶が1個、2個あるのをそのまま置いていかれるわけです。基準から言うとスプレー缶は缶の日に焼けてくださいと、わかります。ところが、たくさんの中に1個、2個間違っただけで置いていかれるとなると、そこに燃えないごみが残ってしまっているのです。それは地区のほうで取って次の日に焼くような作業はしています。

ところが、作業員の方がその状況を見て、全体の中のごくわずかな部分がそうだとすれば、許容範囲として持って行っていただくとか、そういう思いやりというか、そういうことがあってもいいのではないかと。そういうことで、先ほど聞いたのは、しゃくし定規にこうだから、これはだめですとやるのか、その収集業者のほうにある程度は持ってきなさいよというのか、その辺をセンターのほうでぜひ御指導願いたいと思うのですけれども、いかがですか。

議長（小野寺道雄君） 村上事務局長。

事務局長（村上秀昭君） 気持ちはわかります。わかりますけれども、やはり先ほど申しましたように、間違っただけをお知らせすれば次に改善していただけるのではないかとという思いで黄色いイエローカードを貼らせていただいておりますので、そこは何とか御協力をいただきたいと思います。

あとは、先ほどごみの分け方・出し方テキスト、それからダイジェスト版、平成21年にごみの分け方・出し方テキストを全戸に配布させていただきましたけれども、結構な金額がかかったということもあります。その後はダイジェスト版を更新してお渡しさせていただいております。それで分別に協力をいただいているわけですが、そのほかに今、組合のホームページのほうにごみ分別辞典というものを載せておまして、そちらのほうは検索機能がありますので、そちらのほうを見ればもしかしたら使いやすいかもしれませんし、あとは一関・平泉のごみ分別アプリというのでも配信しておりますので、そちらも活用いただければありがたいと思っております。

議長（小野寺道雄君） 7番、佐藤浩君。

7 番（佐藤浩君） 先ほど言ったように、平成21年に配布されたときは、これが素晴らしいということで年配の方々はこれなのですよ、アプリなんか見ません。あると言ってもホームページを見ません。見方がわかりません。そういうところにそういった予算をつくってあるならば、お金がかかるというけれども、これから分別については市民と一緒にやっていこうと言っているのですから、ある程度かかることは予算措置していただいて、ぜひこれを正しい格好で新たなものを配布していただければ、本当にアプリよりもよほどいい状況ができると思います。本当に年配の方はこれです、これが一番と思っていますから。だから、この中身の改定版を、今回の予算には入っていませんけれども、ぜひ検討していただきたいと思います。

そのアプリについても、一関市に移住してきた方々に対して、こういうこともありますよということに対応できる若い人たちであればそれはありますけれども、若い人というか、移住してきた方々もなかなか分別に協力していただけない方々も結構ありますけれども、その辺は行政側から、移住してきた際にその辺のことはぜひ協力を願うように、資料等については配布いただきたいと思います。

次に、し尿の関係ですが、先ほど言ったように、各市町の水洗化率に基づいてし尿はだんだん落ちてきているというのは、もちろん人口減少もそのとおりです。ただ、浄化槽の汚泥が減っていないというのは私もびっくりしたのですけれども、いずれ、今後、水洗化率、これは合

併浄化槽も含めて絶対にふえてきますので、そうなってくると今後のし尿処理施設の管理については検討をきちんとしていかなければいけないのではないかと思いますので、その辺についてはお願いして質問を終わります。ありがとうございました。

議長（小野寺道雄君） 佐藤浩君の質疑を終わります。

6 番、藤野秋男君。

6 番（藤野秋男君） 私は3款1項1目衛生総務費で通告をしておりましたが、質問、それから、いただいた資料で了解とします。

それから、3款3項6目施設整備費の中で通告していましたが、これも1点だけお伺いします。それは、先ほど金野議員との関連もございますが、PFIの導入のための調査費を計上するということで、お話では、施設建設に当たっての必須の調査要件だということですが、そのPFIの導入を検討しなさいという意図をどのように捉えているのか、また、組合としてはこのメリット、デメリットをどのように認識しているのか、捉えているのか、その辺についてのみお伺いします。

議長（小野寺道雄君） 小野寺総務管理課長。

総務管理課長（小野寺啓君） まず、PFIの導入についてですけれども、大きく分けまして2つの利点と言われております。

1つは民間の資金調達力、もう1つは民間の技術力を公共施設の整備に当たりまして導入しようという考え方でございます。

このPFIにつきましましては、先ほど事務局長がお答えしましたとおり、交付金を受けるに当たっての必須要件になっております。国もそのような技術ですとか資金調達といった民間のノウハウを利用しながら公共施設を整備して、住民の皆さんにとって使いやすいもの、しかも、サービスが向上するものというようなものを狙ったものではないかと考えているところでございます。

議長（小野寺道雄君） 6 番、藤野秋男君。

6 番（藤野秋男君） いずれ、建設するのは民間なのです。どこが事業主体になるかですけれどもね。

それで、サービスの向上も、PFIだからサービスが向上するという観点に到達するというか、それをメリットとしている意図がよくわからない。なぜこのPFIがサービス向上というように捉えているのか、その辺について御説明願いたいと思います。

議長（小野寺道雄君） 小野寺総務管理課長。

総務管理課長（小野寺啓君） PFIにつきましましては何種類か形態がございます。

まず、資金調達、建設の分野、それから運営と維持管理の分野、それから所有権をどうするかといったようなことでございます。

それで、PFIの導入に当たっては、今ですと5つくらいの方式を比較しろというようなことで国から示されているひな型というのがございます。そのほかにDBOという方式がございます。これが公共施設といいますか、清掃センターなどをPFI導入可能性調査を実施しますと、大体DBOという方式が選択されるといいますか、評価されるという事例が最近は多いと伺っておりますけれども、まずは設計、建設から運営までを一連の業者で、例えば20年とか15年というような単位で維持管理まで含めて運営をするというような計画でその施設の運営の計画を立てる、施設をつくっていくというようなところで施設を運営していくということになりますと、例えば15年なり20年なりで何十億というような維持管理費の限度を定めて、それで運営するということ

になりますと、その都度、その都度の計画を立てて予算を立ててというよりは、ある程度の期間をまとめた計画で業者が運転管理をしていく、それを行政が監視していくというような形で運営されていくものですから、今のあり方よりは効率がいいというような評価になっているところがございます。

議長（小野寺道雄君） 6番、藤野秋男君。

6番（藤野秋男君） 一方、デメリットについてどのように認識していらっしゃるでしょうか。

議長（小野寺道雄君） 佐藤副管理者。

副管理者（佐藤善仁君） さまざまな事業手法が行われておりますし、こういった巨大なプラントになればなるほど、そこに対する私ども行政の直な知見といったものも限られたものがございます。まして、先ほど申しましたとおり、中間処理施設であれば大体80億円からのオーダーでございます。それを基幹改良等を含めまして40年間運転していこうと。

先般の候補地選定のための基礎資料としますと、そこに40年間のコストで200億円を超えます。ですので、イニシャルコストとトータルランニングコストを含めると80億円の4倍、300億円、356億円ぐらいになってきます。その中で、そういった長期にわたって最新の施設のものを私どもがどのようにして管理をしていって、その施設のコストも下げながらその機能を保持していくかといったところが大事なことであります。

メリットとすれば先ほど課長が申し上げたとおりでございますけれども、デメリットとすれば、私どもがそこをきちんとコントロールしていけるだけのものを持っていけるかと、そこが大事なことだと思います。ですので、施設の処理方式の選定でありますとか、あるいはどのような運転管理の方法がいいかというものに関しては、さらに専門的な立場の方たちからいろいろな知見を学びまして、どのような業者選定をしていけばいいか、事業手法の導入をしていけばいいかと、そういったところをまた上回るような勉強をしていかなければならないと、このように感じてございます。

議長（小野寺道雄君） 6番、藤野秋男君。

6番（藤野秋男君） 建設から運営まで一連の対応ということで、業者間の癒着もたびたび取りざたされる、特にこういう大型事業で数十年間となると。そこで今、副管理者がおっしゃったように、それをしっかり管理できるかということが組合に問われてくると思うのです。やはりその辺も含めて、この調査も一方通行ではなく、もう一度しっかりメリット、デメリットを精査しながら情報収集をしていただきたいと思います。

以上です。

議長（小野寺道雄君） 藤野秋男君の質疑を終わります。

議事の運営上、あらかじめ会議時間を延長します。

3番、岡田もとみ君。

議長（小野寺道雄君） 3番、岡田もとみ君。

3番（岡田もとみ君） 私からは3件質問いたします。

1件目は、議案第6号の3款4項1目、概要でいきますと、19ページの一関清掃センター費、し尿処理施設管理費についてです。一関清掃センターは先ほども、し尿の搬入量が減少しているということが御紹介されましたが、このし尿処理施設管理費1億6,000万円余ですね、令和3年度の予算編成全体の計画がどうなっているのか、老朽化している施設ともなっているもので、特徴など御紹介いただければと思います。

2点目は、議案第7号、1款1項1目、予算の概要の25ページです。介護予防支援事業費の特に介護予防ケアプラン等作成について、委託の部分ですね、作成委託の部分の2,100万円余が計上されていますが、この介護予防ケアプラン作成委託料について、令和3年度の報酬額の説明をお願いいたします。特に、例年と変更点などがあれば、あわせて御紹介いただきたいと思います。

もう1点は、前のページになりますが、62ページ、概要だと24ページですね、包括的支援等事業費の地域包括支援センター業務の委託及び包括的支援事業費の委託業務について、特に業務委託をしている地域包括が5カ所、そして包括的支援事業ということで業務委託を2事業所に行っていますが、この事業所の委託料についての積算の根拠について伺います。

以上です。

議長（小野寺道雄君） 村上事務局長。

事務局長（村上秀昭君） 一関清掃センターのし尿処理施設の管理費の関係で、令和3年度の内容でございますけれども、し尿及び汚泥の処理費の予算額については、令和3年度については1億1,293万1,000円となっております。例年から比べると若干減少してきているという状況でございます。

それから、施設整備の補修費の予算については、令和3年度は5,060万円ほど予算措置しておりますけれども、こちらのほうは若干ふえているという状況でございますが、この施設の補修については、施設整備計画によりまして定期的に設備の補修であるとか交換を行っておりますので、その年度によって増減があるということでございます。

そして、令和3年度の施設設備の補修について主な内容を申し上げますと、第1し尿処理施設については、前処理機整備工事、脱水機整備工事、硝化槽汚泥夾雑物除去装置整備工事などを行う予定でございます。それから、第2し尿処理施設については、脱水機整備工事、軸流ポンプ整備工事などを行うという予定でございます。

それから、介護予防支援事業費についてでございますけれども、この介護予防ケアプラン作成委託料につきましては、令和3年度から介護報酬が改定されまして、1件当たりの作成料が現在の4,310円から4,380円に増額になるということでございます。

また、介護予防ケアプランの作成を居宅介護支援事業所に業務委託した場合は、新たに委託連携加算ということで、初回のみでありますけれども、3,000円が加算されることになってございます。

なお、地域包括支援センターから業務委託をする際には、これまで事務手数料として400円を差し引いていたわけでございますが、令和3年度においては、介護報酬改定に合わせまして、この事務手数料を380円に引き下げることとしてございます。これらによりまして、介護予防ケアプランの作成において居宅介護支援事業所の協力を得やすいような形になるところでございます。

それから、包括的支援事業費についてでございます。委託によります地域包括支援センターについては、一関市の一関、花泉、大東、藤沢の各地域と平泉町の5カ所に設置してございます。

業務の内容については、総合相談業務、権利擁護業務、それから包括的、継続的ケアマネジメント業務、介護予防ケアマネジメント業務でございまして、これに指定介護予防支援事業所として行う介護予防支援業務を加えているところでございます。

委託料につきましては、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員の3職種につきまして、1人当たり年間491万円としておりまして、内訳としては人件費が440万円、それから事務費が51万円でございます。これに認知症地域支援推進員を配置している場合には1人当たり約304万円、

介護予防支援員を配置している場合には1人当たり80万円を加算しているところであります。

それから、地域包括支援センターの業務は平成21年度から委託しておりますが、これまで平成23年度に1人当たりの人件費を24万円、それから平成28年度に事務費及び人件費をそれぞれ20万円増額しているところでございます。

それから、包括的支援事業の内容でございますが、総合相談業務と権利擁護業務でありまして、東山地域と川崎地域の在宅介護支援センターに委託してございます。委託料につきましては年間約97万円としておりまして、内訳としては、人件費は相談件数を勘案しまして約46万円、それから事務費は地域包括支援センターと同額の51万円でございます。

なお、包括的支援事業につきましては、地域包括支援センターが設置されております地域は令和2年度に廃止したところでございますが、地域包括支援センターが設置されていない東山地域、それから川崎地域の2事業所にあつては、地域包括支援センター業務を補完するため業務委託を継続しているところでございます。

また、委託料につきましては、委託内容の変更に伴って見直しをし、平成30年度までの201万円を令和元年度は約101万円、令和2年度からは約97万円としたところでございます。

以上です。

議長（小野寺道雄君） 3番、岡田もとみ君。

3 番（岡田もとみ君） ありがとうございます。

それでは、一関清掃センターのし尿処理施設についてお伺いします。

この予算についてですけれども、実績として令和元年の決算を見ますと、その決算では1億4,500万円余の金額が計上されておりました。そうしますと、今年度、1,800万円くらいは増額になる予算が組まれております。ちなみに、川崎清掃センターのほうは令和元年度の決算においても1億3,600万円ほどで、新年度の予算1億3,600万円ほどとほぼ同額の予算が計上されているのですね。この一関清掃センターに限って、令和元年度決算の実績と大幅に増額になっているというのが、一関清掃センターが抱えている老朽化施設があるから、その影響なのかどうかお伺いしたいと思います。

議長（小野寺道雄君） 小野寺総務管理課長。

総務管理課長（小野寺啓君） し尿処理施設の個別の予算の内訳というよりも、まずは清掃センターの施設のメンテナンスの考え方について御説明を申し上げます。

まず、清掃センターのような大がかりの施設、工場なんかですと、施設を整備したときから、つくり終えたときからメンテナンスが始まるわけでございます。このメンテナンスの考え方というは、言ってみれば予防更新と言われてはいますけれども、壊れる前に直す、装置を取りかえるというような更新をすることになっております。というのは、ごみ処理施設ですとか、し尿処理施設などにつきましては、住民の皆さんの生活に密着する施設でございます。ですから、故障で使えなくなったというようなことがないように、動かなくならないように、動かなくなる前に予防更新するという計画でございます。これを施設整備計画と言っています。

この施設整備計画は、装置、設備ですとか個々の部品の耐用年数、7年ですとか5年ですとかありますけれども、その耐用年数に応じて、その耐用年数が来たら交換するとか補修するというような計画でございます。ただ、これは毎年、点検をしまして、これはまだ使えるとか消耗が早いというようなものを見て、毎年、施設整備計画を見直していくという作業になります。ですから、今議員がおっしゃいました、去年の決算に対して、今年の予算は多いから老朽化しているの

かと言われますと、確かにそういう部分もあるかもしれませんが、予防更新ですので、お金がかかる設備を更新する年には確かに予算はふえますが、そうでもないときには少し落ちるといようなことになっております。大体こういう考え方で施設のメンテナンスをしております。

議長（小野寺道雄君） 3番、岡田もとみ君。

3番（岡田もとみ君） そうしますと、川崎清掃センターよりは大きな一関清掃センターについては、予防更新という考えから施設整備計画どおりにはいかないという捉え方でよろしいでしょうか。

議長（小野寺道雄君） 小野寺総務管理課長。

総務管理課長（小野寺啓君） そういうことではなくて、その年、その年によって更新する設備の中身が違ふといひますか、内容が違ふものですから、設備によってお金がかかる設備であるとか、そうではない年があるとかというように関係しての増減になるということでございます。

議長（小野寺道雄君） 3番、岡田もとみ君。

3番（岡田もとみ君） それも含めて、施設整備計画に載っているということではないということですね。

議長（小野寺道雄君） 小野寺総務管理課長。

総務管理課長（小野寺啓君） 繰り返しになりますが、施設整備計画というのは、今後、具体的に申し上げますと、10年とか15年というようなスパンで、令和何年にはこういう設備を更新するから、これくらいのお金がかかるというのを、10年間とか15年間の計画を持った施設整備計画というのはそういうものですが、その整備計画に載っているものが予算措置される対象になります。ただ、財政的な意味合いもありまして、満額が予算措置されるというわけではございませんので、それは順次メンテナンスをしながら、状況を見ながら更新するというような内容になります。

議長（小野寺道雄君） 3番、岡田もとみ君。

3番（岡田もとみ君） そうすると、施設整備計画とは別の修理計画というものというのは、各年度ごとに計画して修理、こういうように積算されているというように思っていたのですが、そのような修理計画というのはどうなっているのでしょうか。

議長（小野寺道雄君） 小野寺総務管理課長。

総務管理課長（小野寺啓君） 突発的な故障もありますけれども、少なくとも予算措置している修理費とか工事費につきましては、施設整備計画に盛り込んでいるというものでございます。

議長（小野寺道雄君） 3番、岡田もとみ君。

3番（岡田もとみ君） 施設整備に盛り込んでいるという答弁だったのでありますが、そうすると、川崎清掃センターは計画どおりの執行がされていて、一関清掃センターはそういうことは難しいということに捉えられてしまうのですが、ちなみに、一関清掃センターは2つ施設があって、1つが特に老朽化が激しいということですが、この第1施設のほうに当たるのかと思いますが、築何年経過していて、例えばし尿処理施設の一般的な耐用年数というのは何年だと捉えているのか御紹介ください。

議長（小野寺道雄君） 小野寺総務管理課長。

総務管理課長（小野寺啓君） 耐用年数の前に、施設整備計画の呼び名といひますか、こちらでちょっと誤解があるかと思ひますので御説明申し上げますと、施設を新しくつくるというのも整備計画ではありますが、施設をつくってそれをメンテナンスしていくというのも私たちは施設整備計画と言ひていひますけれども、わかりやすくメンテナンス計画と言へばよかつたのかもしひません。

そういったメンテナンスの計画の中に、今後10年とか15年後の計画、毎年、毎年、こういうものを補修していく、交換していくというようなものを計画に盛り込んでおりまして、予算措置上は少なくともその中には盛り込まれているというところでございます。

一関清掃センターの第1し尿処理施設につきましては、竣工したのが昭和52年3月、それから第2し尿処理施設は平成元年3月となっているところでございます。耐用年数につきましてはもうそろそろなのかもしれませんが、メンテナンス、先ほど申し上げました施設整備計画といますか、メンテナンス計画を着実にやっていくことによりまして耐用年数よりも持たせているというような状況です。

議長（小野寺道雄君） 3番、岡田もとみ君。

3番（岡田もとみ君） 次に、介護予防支援事業費のほうをお伺いします。

介護予防ケアプランについて、変更点ということがございました。特に包括支援センターへの事務手数料が、これまで1件400円だったのが20円減額されて380円にした、この理由についてお伺いします。

議長（小野寺道雄君） 村上事務局長。

事務局長（村上秀昭君） 介護予防ケアプラン作成委託料の変更理由ということでございますけれども、先ほど答弁した内容と一部重複するかもしれませんが、介護報酬単価の改定及び委託連携加算の新設のほか、事務手数料の変更によるものということで、委託連携加算については令和2年12月に行われました国の社会保障審議会介護給付費分科会におきまして、地域包括支援センターが居宅介護支援事業所に外部委託を行いやすい環境の整備を進める観点から委託連携加算を創設するとの提言を受けまして新設されたもので、地域包括支援センターから居宅介護支援事業所に業務委託をする際の事務手数料についても、同様の考えから引き下げをさせていただいたというようなことでございます。

議長（小野寺道雄君） 3番、岡田もとみ君。

3番（岡田もとみ君） そうしますと、事務手数料の減額についても組合独自の考えではなくて、国の方針によるものだということで捉えてよろしいのでしょうか。

議長（小野寺道雄君） 村上事務局長。

事務局長（村上秀昭君） 基本的には同様の考えということでございます。

議長（小野寺道雄君） 3番、岡田もとみ君。

3番（岡田もとみ君） こうした変更については、包括支援センター、特に委託法人について、説明は行っているのでしょうか。

議長（小野寺道雄君） 猪股介護保険課長。

介護保険課長（猪股浩子君） 委託の包括とは定例的に連絡会議を開催しておりまして、この報酬の改定についても今月の会議でお話をしたところでございます。

議長（小野寺道雄君） 3番、岡田もとみ君。

3番（岡田もとみ君） この減額の打診について、私がお伺いしたときは今月というお話だったので、もうされたのかと思うのですがけれども、私がお伺いしたときはそういう減額の打診がなかったということで、やはり委託法人について、1件20円でもかさめば何万円という減収になるということで、やはり運営にもかかわる問題なので、ぜひしっかり協議をして進めていただければと思います。国の流れによる改定だということですがけれども、なるべく委託法人が減収にならないような手だてなどもあれば御紹介いただきたいと思います。それについては今後、協議

を進める中で検討していただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

次に、概要の24ページの包括的支援事業費の件ですけれども、この積算について、この間の流れが御説明がありましたが、具体的に令和3年度、増額された部分の検討というのはあったでしょうか。

議長（小野寺道雄君） 猪股介護保険課長。

介護保険課長（猪股浩子君） 令和2年度と令和3年度と比較しまして、増額の項目はございません。

議長（小野寺道雄君） 3番、岡田もとみ君。

3番（岡田もとみ君） 委託費ですね、具体的に人件費に当たる部分が委託費に頼るところが多いという大きな部分になるということで、委託を受けているところからはなかなか人件費を上げられないと、そうした中で運営を頑張っているのですが、どうしても委託費の増額がないと人件費も上げることが難しいという悩みが聞かれています。令和3年度、委託費の増額がされていなかったのですけれども、検討というのはした経緯はあるのでしょうか。

議長（小野寺道雄君） 猪股介護保険課長。

介護保険課長（猪股浩子君） 令和3年度の予算を計上するに当たりまして、他の市町の状況とかを確認し、その検討はさせていただいたところでした。その結果、令和3年度は増額にならなかったのですけれども、引き続いて他の市町、組合の状況を見まして検討を続けていきたいと思えます。

議長（小野寺道雄君） 3番、岡田もとみ君。

3番（岡田もとみ君） ぜひ、よろしくお願いいたします。
終わります。

議長（小野寺道雄君） 岡田もとみ君の質疑を終わります。

質疑を終わります。

お諮りします。

本案は討論を省略し、直ちに採決を行うことに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（小野寺道雄君） 異議なしと認めます。

よって、討論を省略し、直ちに採決を行うことに決定しました。

これより採決を行います。

採決は個別に行います。

初めに、議案第6号、本案賛成者の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（小野寺道雄君） 起立多数。

よって、議案第6号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第7号、本案賛成者の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（小野寺道雄君） 起立満場。

よって、議案第7号は、原案のとおり可決されました。

議長（小野寺道雄君） 日程第12、発委第1号、一関地区広域行政組合管理者専決条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

橋本議会運営委員長。

議会運営委員長（橋本周一君） 発委第1号、一関地区広域行政組合管理者専決条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由を申し上げます。

提出者は、議会運営委員長、橋本周一であります。

本案は、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会の権限に属する軽易な事項で、管理者において専決処分することができる事項について、その範囲を明確化するなど、所要の改正をしようとするものであります。

管理者の専決事項について、第2条第2号は、法律上組合の義務に属する損害賠償の対象を和解及び調停と定めるものであります。

同条第1号及び第3号は、字句の整理であります。

附則の施行期日は、令和3年4月1日からとするものであります。

議員各位のご賛同をいただきますよう、よろしくお願いを申し上げます。

議長（小野寺道雄君） これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（小野寺道雄君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りします。

本案は討論を省略し、直ちに採決を行うことに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（小野寺道雄君） 異議なしと認めます。

よって、討論を省略し、直ちに採決を行うことに決定しました。

これより採決を行います。

発委第1号、本案賛成者の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（小野寺道雄君） 起立満場。

よって、発委第1号は、原案のとおり可決されました。

お諮りします。

ただいま可決されました発委1件について、誤字脱字等その他の整理を要するものにつきましては、その整理を議長に一任されたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（小野寺道雄君） 異議なしと認めます。

よって、さよう決しました。

議長（小野寺道雄君） 以上で、議事日程の全部を議了しました。

高橋副管理者から退任の挨拶の申し出がありますので、これを許します。

高橋副管理者。

副管理者（高橋邦夫君） 議長よりお許しをいただきましたので、一言御挨拶を申し上げます。

皆様には、お疲れのところ、大変申しわけありません。

私事になりますが、この3月31日をもちまして、一関市副市長を退任させていただき、経済産業省に戻ることにになりました。

平成30年7月に一関地区広域行政組合副管理者を仰せつかり、就任から2年9カ月の間、日々

職責の重さを痛感しながら、勝部管理者のもと、一関市、平泉町から負託されております衛生事務及び介護保険事務の円滑な執行に努めてきたつもりでございます。

広域行政組合の業務は、市、町の住民生活に直結する重要な業務であります。議員の皆様を初め関係機関の方々、そして、多くの組合職員に支えられ、今日を迎えることができましたことは、感謝に堪えません。

令和３年度は、新処理施設、新最終処分場の整備促進、そして、第８期介護保険事業計画の着実な推進など、重要な施策に取り組む年であります。

議員の皆様におかれましては、今後とも組合の施策、事業に対しまして、御指導、御鞭撻を賜りますよう、また、格段の御支援、御協力を給わりますよう切にお願いを申し上げます。

結びになりますが、議員の皆様のますますの御健勝、御活躍を心よりお祈り申し上げ、退任に当たっての御礼の挨拶とさせていただきます。

大変お世話になりました。ありがとうございました。

議長（小野寺道雄君） 管理者より発言の申し出がありますので、これを許します。

勝部管理者。

管理者（勝部修君） 第45回一関地区広域行政組合議会定例会の閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本定例会は、令和３年度に係る予算議会でもあり、議員各位におかれましては、提案をさせていただきました各議案につきまして、慎重なる御審議を賜り、令和３年度当初予算として関連議案とともにお認めいただきましたこと、衷心より御礼を申し上げたいと思います。

本定例会で賜りました一般廃棄物処理、介護保険事業に対する貴重な御意見、御提言につきましては、一関市及び平泉町との連携を一層図りながら、今後の組合運営に生かしてまいりたいと考えております。

なお、現在、新廃棄物処理施設並びに新最終処分場の整備について、地元関係者との合意形成に向けて鋭意努力をしているところでございますが、今後とも、議員各位の一層の御指導、御支援を賜りますようお願いを申し上げまして、第45回定例会の閉会に当たりましての御礼の挨拶とさせていただきます。

どうもありがとうございました。

議長（小野寺道雄君） 第45回定例会の閉会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

今定例会は、令和３年度一般会計及び介護保険特別会計予算などが付議されましたが、終始慎重な審議をいただき、全ての議案の議決が決定いたしました。これもひとえに、議員各位の御協力と管理者を初め職員の皆様の誠意ある対応によるものと厚く御礼を申し上げる次第であります。

定例会の冒頭、管理者より施策の推進方針の表明がされたところでありますが、これを受けての一般質問及び議案審議の質疑において、各議員から開陳された意見提言につきましては、今後の広域行政組合の運営に反映され、当組合のさらなる充実、強化を図られますよう念願するものであります。

衛生事務にありましては、エネルギー回収型一般廃棄物処理施設及び新最終処分場の整備に係る対応などの取り組みが示されたところでありますが、安全安心を最優先とした取り組みをお願いするとともに、地域住民や地権者の皆様の御理解、御協力をいただけるよう、信頼関係をしっかりと築きながら事業の推進を図られるようお願いするものであります。

また、介護保険事務にありましては、令和３年度から令和５年度を計画期間とする第８期介護

保険事業計画の着実な推進を図られ、住みなれた地域で安心して暮らし続けることができるよう、具体的な取り組みを着実に進めていただくことをお願いいたします。

当議会といたしましても、一関市及び平泉町の住民の福祉増進のため、当組合執行部とともに力を尽くしてまいる所存であります。

結びに、今定例会の運営に御協力を賜りました議員各位、管理者、監査委員及び職員の皆様に衷心より感謝を申し上げまして、閉会に当たっての挨拶といたします。

大変御苦勞さまでした。

議 長（小野寺道雄君） 以上をもって、第45回一関地区広域行政組合議会定例会を閉会します。

御苦勞さまでした。

閉会 午後 4 時18分

地方自治法第 123 条第 2 項の規定により、ここに署名する。

一関地区広域行政組合議会議長 小野寺 道 雄

一関地区広域行政組合議会議員 岡 田 もとみ

一関地区広域行政組合議会議員 橋 本 周 一